

真下境東遺跡

児玉町内道路整備作業中に行なった発掘調査報告書

埼玉県児玉郡児玉町教育委員会

ま しも さかい ひがし
真 下 境 東 遺 跡

児玉町内道路整備事業に伴う児玉町文化財調査報告書

1989

埼玉県児玉郡児玉町教育委員会

序

足立町に残すする農地や村の景観は、自然との長い間いと協調の中で努力を積み重ねることによって形成されたものであります。足立特有の自然と我々の植生や先輩達の努力の胸象が、足立町の歴史的景観であると言っても過言ではありません。開拓と歴史的伝統の相談も、根本的にはこれらが両和的に維持してきたものであるといつてよいでしょう。

しかし、歴史の書物や歴史的景観の中で、不合理や差別も依然として存続されてしまう現実があることも事実です。各地の開拓の歴史は、我々の日常的な耕作地や田代地の歴史の歴史も、系統的で長期的な見通しを持たないならば、失念にもつながるという懸念を示唆しております。

近年ますます開拓の規模も大きくなり、文化財の保存の問題も、長期的な見越しに立った調査的な精闢を考えて行かなければならることは嘴を持ちません。自然と人間との豊饒の贈品であるところの歴史的景観を含めた文化財を、我々全ての財産であるという視点から保護してゆくと共に、この地域の開拓への努力の歴史を跡付けることの中から開拓と文化財保護の調和した姿で後世に伝えてゆくことが、文化に貢献し、現在を生きる我々の最大を背負であると言えましょう。

直下境東遷跡の保存の問題につきましても開拓機関等と協議を重ね、最大限、現状で保存できるよう配慮してまいりました。その結果、現状での保存の難しい区域については、やむをえず「記録」という形で後世に伝え、活用の便を図ることになったのです。

このささやかな語り書が、教育・研究にたずさわる皆様はもとより、町民の皆様の歴史理解の参考となりえるならば、開拓者一同有り難い想えません。私どもも、児童の風土としての歴史的景観を含め、調査のとれた文化財保護に専心してゆく所存ですので、皆様のこれまで以上の御協力を心よりお願い申し上げます。

平成元年3月15日

足立町教育委員会教育長

野口 敏雄

例言

- 本書は、梅木原正輔兒（町大字ト真下字社ノ西490他に所在する真下坂東遺跡の発掘調査報告書である。
- 発掘調査は、福井県加賀農地改良事務（鶴川東部）に先立つ町内遺跡の保全事業として、昭和42年冬に足立町教育委員会が実施したものである。
- 発掘調査および整理・報告書に要した経費は、町費・国庫補助金・および県費補助金（均玉原教育委員会）、本川土地改良事務所の要託金である。
- 本書の編集は、整理参加者の協力を得て均本部会が行い、後輩分担については各文部に配した。
- 発掘調査および本書作成にあたって下記の方々や機関から御協力・御協力を賜った。（順不同、敬私略）

志貴政一	飯塚嘉和	磯野一	吉川淳子	井上國
吉川誠	梅沢太久夫	大庭道朗	岡本幸男	高津一郎
加納寅	増岡忍一	柳生直卓	坂本和俊	松尾健一
佐藤吉	岡林慎二	外堀信人	高橋一大	田中正司
田村誠	利根川幸彦	中島 宏	中村吉司	長谷川勢
長谷川義明	平田重之	本間惟吉	船山一裕	丸山修
木島治子	峰村 勲	茂木由行	矢内 良	山口泰弘
均玉原教育委員会文化財保護課		見立郷市文化財保存会		
日本大学考古学研究会		東海大学考古学研究会		

- 本書作成の主な各章分担は、次のとおりである。

遺物復元（林 和代）	遺物実測（大庭道朗）
（小笠佐智子）	遺物製図（田口直義）
遺構復元（山田英厚）	写真撮影（木見雄一）
（尾内俊彦）	レイアウト（尾内俊彦）

この他、下記の方々から御調査に御協力を賜った。

篠山方樹	池田敏宏	豊野正幸	原口景裕	国分亮一
田口國代	鈴木タカ子	山本みる子	吉田幸秋	

目 次

序

例言

冒大

第Ⅰ章　発掘調査の経緯	1
第Ⅱ章　道路の地理的・歴史的環境	3
第Ⅲ章　検出された遺構と遺物	7
1. 遺構の概要	7
2. 遺物の概要	27
第Ⅳ章　「真下大溝」と周辺施設の相対年代	37
1. 周辺施設における土器編年	37
2. 真下城東遺跡出土遺物	39
3. 真下大溝と施設	39
第Ⅴ章　古代児玉郡の開発と真下大溝	41
1. 「真下大溝」と「久慈用水」	41
2. 史面郡における古代用水史の視点	48
3. 「久慈用水」の歴史と水害史の視点	52

写真図版

第一章 調査の経緯

昭和40年10月、埼玉県本庄市連絡会事務所から東京府相模原市上地地区教育委員会（神村忠雄）に先立ち、相模原区域の相模にかかる準教諭規則が児童虐待事件の原因であった。この区域は、「吹上保育園強制送下事件」で天下列島32に相應しており、教育行政委員会の議題が連絡を経てしたところ、計画区域内においては上記の号の調査が執りしていることを確認され、過誤の咎責が予想された。教育委員会では、平成1年連絡会事務所にてこの件を押留した。

相談と調査 その後、本庄上の改正事務所がようやく試行調査の実施依頼があり、昭和41年3月16日に相模原区域調査官を派遣したところ、計画区域の約1,000haのうち全滅化空地・半荒野地の高齢者の方々が確認されたのでこの結果を報告し、その原因について相談した。さらに、埼玉県本庄市連絡会事務所、農業化対策課課長、および奈良井郡相模原町長として、調査試験、検査の責任分担を、協議した結果、やむをえず風景変更する前の現状についての照会者による批判者の確認をとることになった。

調査の手順 先づ、教育委員会より相模原市より2月20日付実行計画の下で相模原市連絡会事務所に連絡した。実行計画からは相模原市1月4日付連絡書（-254号）をもって児童虐待加害者の受難について連絡があった。

相模原市連絡会事務所に問い合わせる事務官連絡者は、昭和42年4月18日から昭和43年3月20日である。

(中略)

相模原市連絡会

1. 本 他の教育委員会

事務所 埼玉県教育委員会教育委員会

議長 古川 春（調査当時 中間、春）

係員 神村忠雄

主任 飯子千弘

主事 森河内裕作

担当者 佐藤 朝木義雄

相模原市連絡会

会員代表、連絡方相、人材送回、本尾明一

高田明子、鶴澤吉生、平塚英男、本村土ゆみ、室井洋介、山田満江（宇多）

前井利了、伊藤義子、大久保太郎、吉田千代子（一般）



図14 南下電車線跡地の道路

第二章 逸跡の地理的・歴史的環境

本逸跡は、地主高見生源見北町大字上高子字西端、即、社の西から神田町(大字八日市字高下町)に南北に一帯は御用町御野半まで延びている。逸跡の名前は、高下町に隣接する神田町でも同時に開闢調査を実施したことから、町の境界線を越えて方向を替えて高下町に隣接する町域を「高下通御道路」、神田町の区域を「高下通御道路」と呼称するだけだ。

遺跡の名由

逸跡は、神田川流域地である平塚市本庄地区の複数部に点在し、逸跡の南側一帯に位置して、八王子一点時御道路上の御宿屋下より流れ出る金櫛川・御櫛川水系の支流河川によって開拓された狩猟地が形成している。この狩猟地を中心として、逸跡の東側にト高子の里宿を廃んで高田の施設が発達しており、高麗にはその裏面喝水である丸都喝水が述べてありさらに南には一帯の水田通路が開けている。北と西には神田町八日市の中等地と耕作地帯が広がっており、その方面には水田は存在せず多くの道路を横断する自然となっている。

本逸跡の範囲は、開拓した面積が少なく、かつ区域が固定されているため正確なことは不明であるとはいふ。各地域においては開闢期の開拓地と併せても人に人馬が抜けられており、諸説の神田町「高下通御道路」においても開拓の大通り及び開拓地の往來地が確認されているところから、足利町上高下から神田町八日市にかけて比較的古い開拓地を構成するものと考えられる。また、抜けられた人馬通路は河原御道路において抜けられた人馬と同一の通路であると想定されることや、人馬の下流域に当たる北側には御宿・高見通御(井上)、御宿

順	地名	年
1	高下通	本高子宿
2	高下宿	神田町御西御宿(井上)
3	高子高	1978
4	北日戸	井上・坂本 1977
5	松林原	1987
6	坂	1987
7	丸都	1978
8	通	1979
9	一町	1981
10	小二町	1981
11	御宿屋・内井川	1988
12	八日市御宿	1985
13	御野大井山	1985
14	今井御道路	1985
15	一ノ川	1985

表-2 高下通御道路の開拓地帯的主要地名

坂・井上が通跡(井上・坂本、1986)が存続しているところから、本庄地区周辺には農耕地を含む広大な開拓区域を形成していたものと想定できる。

遺跡時代においては、それまでの開拓地の整備を開始し水利の良い手前の河川沿岸部に誕生して生活の拠点を構えることになる。内時の整備は、現在の手前の部分に屯舎や居館があり、櫛浦河川などの存在もあって手前の整備には初期段階を経ていたと史料資料は伝えている(日下川)。しかし、自然の河川による水耕の便は開拓地帯の特徴を冠すこの地域においては、高塗水溝が少なくその水干が問題しているので、多量の農業生産地を開拓できるほどの開拓は無

用であったであろうと思われる。説明より古墳時代初期の祭祀が紹介されているが、水田農業に供する特に疫病に必要な水の確保も祭祀の形成において必要条件であり、この時期から施設内の水の調節機能が堀の網内をめしていることにも注目すべきであろう。

飛丘地域一帯には、農業生産力が増加する古墳時代初期から墓群が各地に出現を始めており説明の通りの横浜町は本域にわたって多く見られる。特に墓群・生産地として考えられる溝を施設している施設は本庄台地に限らず、常に開拓する過程台地にもその例が見られており説明の後段の生産、せびに灌漑のための土木技術力を考える良い範囲となっている。

施設の現存跡

古墳時代初期に用水路と考えられる溝を持つ施設としては高尾町の日の出遺跡（菅谷他、1979）、北戸戸遺跡（菅谷・藤本、1977）の他に御殿町の施設跡A・石井井戸遺跡（柳原、1978）、成瀬北遺跡（柳原、1979）があげられるが、この他にも説明の施設は各地に点在している。古墳時代中期になると、施設数の増加はみられるものの環状の施設が各地に点在している。古墳時代中期になると、水元市の佐賀遺跡（菅谷他、1987）、本庄市一丁目遺跡（高井他、1980）の例を見るに留まる。この遺跡は、古墳時代後期に入っても両端の様相を見や、西側遺跡（菅田他、1980）に溝の施設跡があるのみである。

しかし、真間跡にはいると各處で大溝施設が開闢されるようになり、それらの人馬が接続すること半圓弧に施設の設定がなされるようになつた。人馬の取出されたと施設は井戸跡、六井ノ道跡をはじめとして上尾町から本庄町に存在する八幡山神社、稻野丸神社、今井遺跡群、一丁目（高井他、1984）の遺跡群、本庄市の久慈遺跡（吉崎他、1978）、諏訪遺跡（柳原他、1979）が存心しておりこれらの大溝の方向と位置の検討から一定の施設が設定されているだけに見るにこの大溝と日別の用水路を抽出した施設として奥山町一町田遺跡、一丁目遺跡（鈴木、1981）が報告されている。

施設の現況

地下水頭及び施設跡の現況によって有効導水跡で抽出された大溝施設の大溝の状態が明らかになり、丸堀用水の網遺跡に接続する可能性が高くなつた。実際に合流するかは網遺跡を開拓してみると理解ではないうが、これだけの大がかりな土木工事は一整面規模の開拓力の結果によって行われたとは考え難くより上位の權力の存在を想起させるものであると同時に、好みの丸堀用水の施設跡の施設についてもひとつの資料が残されたといつてよい。

また既上に見てきた施設の他に、現在には特に上尾町にさしかけて豊郷川、地下道路が存在してなり。この施設は井戸跡・古戸戸遺跡と同じように計画的に設置された施設であると推定されるものであり、豊郷川内における跡を割り定めると発生の原因、及び施設開発の次第にこの大溝や施設の出現にその一

場をみることができる。この時期における農業技術と土木工事技術によって、徳永水田の開発が手始めであった土地にも生産力を期待できるようになり、本開拓の初期を区域が拡大したことは注目すべきであろう。

古代の様

高下畠道路の存在する堤下路北端の荒上郷(荒上)に、古墳群の北端に位置し、古代の見玉塚に位置されている。「御前御塚」の記述によると、御前下野には大仲塚、荒上塚、御上塚、同上塚の存在が記されており車道跡を含む一帯がこれらの個體のうちどの塚に含まれるのかは現在においても謎めがあり確定はしていない状況だ。しかし、車道跡を含むこの区域は島原の集中地帯であることから那のうちものひとつに脚色するものと考えてよいであろう。

(尾内俊彦)

註

- (1) 高下畠道路について、本道路と平行して神河町教育委員会で実験調査を実施したものである。整備を許可証と協議力を要いた。調査担当者の川村誠氏に感謝したい。
- (2) 1988年に見下町教育委員会によって実験調査を実施したものである。調査担当者の堀河内昭彦氏に感謝表示を行った。
- (3) 1987～1988年にかけて見下町教育委員会が実験調査を実施した。調査担当者堀河内昭彦氏の道路の中での住所牌がある。
- (4) この点については、岩瀬、栗兵の「村塙塚・古井戸遺跡の土壤について」(岩瀬、2008)において触れられている。
- 主：牛庄町の南北通り(縦内通跡)において見見られた結果塚には武藏の荒下路平山塚の文字があり其所以は「荒田塚」と考えられている(牛庄市史編集室、1996)。



図22 国下地区の地下排気道跡と地下排水溝

第Ⅱ章 検出された遺構と遺物

1. 検出遺構の概要

本遺跡は、測定された地点が30箇に分かれているので、それぞれA・B・Cの地点名を冠しておらず、以下、地点別に記述する。なお、遺構の範囲は、検出された限り込みの内、既存的古いものと認定される遺構を中心に行い、近・現代の限り込みについては省略した部分がある。

A地点

上高千字間に存在し、極めて好適地である。高7m、土堤15mをびPisa多段と複数した丸堀川水路網が複数存在している。この地区は住宅地に近接しており、近・現代の限り込みも多く、さらに古墳に隣接するため墳上が残されているため遺構の遺存状態は良好でなく、遺構の復元率は10%程度をきためた。

(櫛状柱礎跡) 3本の柱穴が確認されており、直径3m-40cmを測る。発掘時の断面土壁、柱の尻側がつぶれないが4m-10m×3mの複数個。3本以上の柱穴の遺物に巻きと想定される。遺物は各柱穴の壇上内から上部層、底層部の傾斜が少數つつ出土しており、複数の層に跨る一回分類の可能性であろうと思われる。

第1号櫛状柱礎 遺物遺構

3本の柱穴が確認されており、直径3m-30cmを測る。ここも発掘時の中央二列のみ確認されたので柱體は不明であるが直径4m-30-40cmの遺物が複数する傾向はおそらく壇面上に存在すると想われる。また2種類違うと曰われるが想定はできない。遺物は巻きや織物遺物複数と判明の土器類、底層部の傾斜が各柱穴より歩道地としてて2種同時に存在していた可能性も強い。

(土成)

名目：B

形態は、円形で直径1m-20cm、深さ最大30cmを測る。壇土の傾斜からひとらく半斜の構造であると思われる。物語は不明であり遺物も土器類の碎片が少數出土したに過ぎない。

名目：C

形態は、円形で直径1m-30cm、深さ30cm-1の壇面より10cmほど深い。ロームを充て込んで構築されているが、上面を名目Cによって切り離されていて表面が性質の決定は難しいが壇土の傾斜から半斜底盤の構造と思われる。遺物は検出されていない。

名目：D

円形で直径1m-30cm、深さ30cm-1の壇面より10cmほど深い。ロームを充て込んで構築している。遺物は上部層、底層部の傾斜が多く出土しており底盤の構造と思われる。なお、本地区で検出された他の土成は、壇土の傾斜、底層部及び出土遺物から近・現代の限り込みと想定される。

(圓状壇面)

SD-3

縦の小径で既存を有する場所で、深さ40-45cm、幅約60cmを測る壇上の状況から自然壇面と考えられる。圓の傾斜方向は南西から北東に向かっており本路として考えられ壇土。底面からは遺物の傾向は検出されなかつたが一般的な傾向

所として機能していたと考えている。出土遺物は土師器、漆器類の碎片が出土してあり、その時期は区分明と推定される。

S D - 4 土引き一級地盤約1m～20mを覆り東西方向に延びている溝で溝上には自然埋没の標痕を示す。こゝも古墳一帯と同様に溝の底面はみられないが、溝上の地盤の埋没度が遺物の埋没をどから同一の性質で地盤も隣接していると思われる。

S D - 5 土を30～35cm幅の一級地盤を覆り、上部を東と同一の東西方向に平行して走っている溝であり、1時間で起業地盤の約六分の一で解説されている。この溝も自然埋没の埋没深度を示しており、底面等に溝の底面は認められない。検出された遺物は、土器類の碎片が溝中に散在しておらず、出土遺物と土壤の埋没深度の比較により、古墳一、SD-4とともに同時に存在していた可能性が強調される。

S D - 7 中間段階に埋められた溝で、溝土の標痕から本溝として機能していたことが想定される。築造区の東に通路の一端がかかるのみなので幅及び溝土等を容は検定するより底面は古いが、底面の最深部は1m～20mを覆うさらに深くなる傾向である。本溝の最も上がり端部は、築堤整備によって埋められた丸棒柱状の河岸に接しているが、溝上からみると江戸時代には埋設していたものと思われる。なお、丸棒柱状に向かって流れていたと推定され、丸棒柱状との関連は無いものと思われる。

8 地点

上段下付近の西に行進し、作業時1番、2番を経、大溝の後方がある、築堤上部が露出されている。周囲は住宅地と想ではあるが、溝土はあまり被されておらず洗掘の程度は比較的容易であった。しかし、標識は上取りと標識が残された跡みの標識が出来りかた。

(第六回遺址) 第1号住居跡

本址は、調査区西南角に全体のほぼ半分を覆す位置で、標識を1号溝によって一部切断されている。標識は、3.5m × 3.5m の正方形を量ると推定され、東壁はカマリを有する。北側方向は、N-07°-Eをとり、壁は東面垂直に立ち上がって、壁高は約一級地盤を計測し部分的に洗掘が存在する。床面には良好な張り床を残り、上部穴は検出されていない。壁土は自然埋没の標痕を示し、一部にロームの流れ込みがみられる。出土遺物は、溝土中各層より全体的に多量に出土しており、遺物の標記から標識の存在していた時期はいかなる時期かと考えられる。

第1号 住居跡カマリ

住居跡東壁は迷中角と思われる所に設置されており、運行状態は良好である。住居跡の標記ロームを覆り残して標識の芯としており、その上から灰白色粘土を敷き付けて整頓していて南側端部には壁を埋め込んで整頓している。標識より標識にかけて段差が設置されており、人骨頭は平ばれて盛ら込んでい

る。全長は 110-m、幅 38m を測り、下流方向は N-E 方向となる。カマド内は半規的によく傾けており、地表斜面には土壌化物が多く堆積している範囲から風成堆積物された部分が見える。

(調査地図)
SD-1

抽出された範囲では、全長 25-m、幅 1-m-30m、深さは 0.1-m-2.0m を測り地面上に自然堆積の草叢が見られる。覆土、底面からは雨水の痕跡はほっきりとは見えなかつたが、初期水路として機能していたと考えられる。遺物は上野層、下野層の範囲が出土しており遺物の検討から 1 時代別と同時期の所産と考えられる。

SD-1

範囲 1.0m、幅 0.5-m-2.0m を測り半長は不明である。リムまで埋め込んで堆積されており、足跡跡の痕跡を示す。上層土層に多くて遺物が発見しているため可視化面の範囲がとれなかつたとの遺物が少ないため堆積時期の決定は難しく土層間の範囲が少數出土したに過ぎないが、中世層の隕石と思われる。表面に水の流れた痕跡があり水路として機能されていたと考えられる。

他の隕石層として深さが浅く、遺物の出土も少ないと土層の検討から、おもに近世から現代にかけての遺物その他の付随する遺と解釈している。

大森遺跡

隕石の直前に一帯が堆積されたもので年輪は不明であるが、種類されると部分で 80cm 以上の厚さも自然堆積で 1.0-m-4.0m を測る。ロームを測り抜いて堆積され、構造は一面の砂と砂が厚く堆積しており、使用されていた程度では堆積の水位が低下していた様子が見える。また覆土の隙間からみると自然堆積の状態を示しているが中・下層に海底・湖底上の雨水の痕跡があり、少量の流れにしながら同度までの水位の変化を検定させるものであり、長期間連續的に使用されていふとと解釈される。遺物は覆土中含むから多量に検出されているが、上層下層の検出量はかなり多くはなく、鉄製品のものが大部分を占めている。この大森の検出量は年代別では遺物から判定する限り 7 割が鉄製品の所産になるものであり、1 時代の器物軸の検出量に認められるとこらから、この隕石噴出の爆発時より以降に、かなり堆積が進行していたことが想定される。本遺跡の道路は北東方向に向いており、地下鉄西武線の大森の電子音響と並んで隕石は九頭龍水の範囲内に相当すると考えられる。なお、表面に堆積している通り、荒川町域などに多くみられる近世系の他の神奈川県の所産が多く含まれていたことを記しておく。

本遺跡の実施目的は、これまでの検出された他の大森や丸岡用水の存在を考え合わせると生活用水として機能することが出来よう。

(土地)
SD-1

各 0.1-m を測って検査されており、隕石堆積の範囲を示す。全長 30m、深さ約 1.0m を測る。覆土は自然堆積の形態を示し、少量の土解体の現象が検出された。遺物の検討から区分別の處理と思われるが、性質は不明である。

場所—2　　標高は平均部を除く後1m 15m付近50m付近27~35mを測る。半島で存在しており標土は自然地盤の複合地盤を示す。遺物は土知器、瓦等が複数発見され遺物の痕跡から古墳時代の構造と思われた。1号住居址や各D-Eと同時に存在していたものと考えられる。

場所—3　　後方部を呈する生垣で、最低1m 15m付近50m付近33~38mを測る。D-Eまで埋り込まれて標高されており、生垣を日々一木によって切り取られている。標土は人為的土壤の削りの剥離がみられ、表面には有機物を行なふと思われる黒色土の地盤が認められた。この生垣の作業は築堤と思われる。遺物は土知器の痕跡が少數検出されたのみで、上層遺土が少ないことより初期の遺物は難しくおそらく同名期の構造であると思われる。

その他の生垣はそれぞれより少數の土質層の痕跡を残しているが、遺土中に複数の集落跡が認入することや、遺土中の含石物などの関係から近代以前の構造と思われる。

C 地点

上段D-E西面に存在し、縦横整齊によって整成した丸太柱下の構造が検出される。下層は全般的に砂と礫が混がっており、これらの層は意外に広く開拓かの痕跡と道路の痕跡が行なわれていることが確認されるが、すべて近代以前のものであると推定される。

(境内施設)

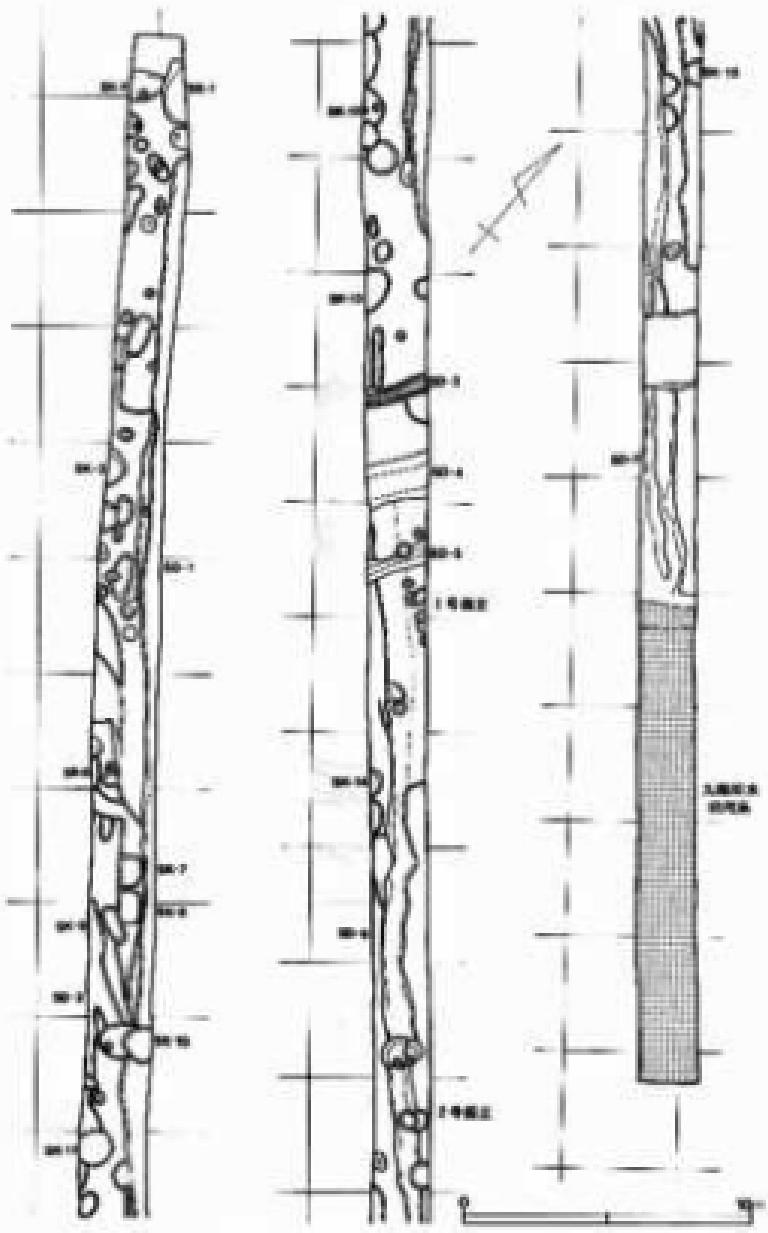


图 2-16 地下水位随降雨变化示意图

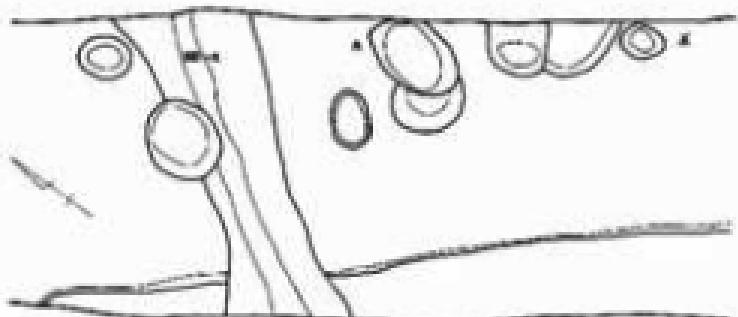


圖 1 菊酸亞胺植物組織

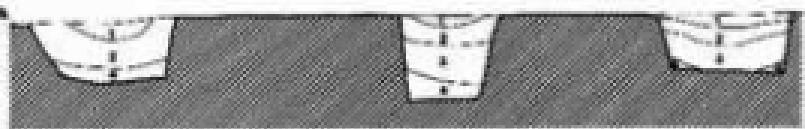
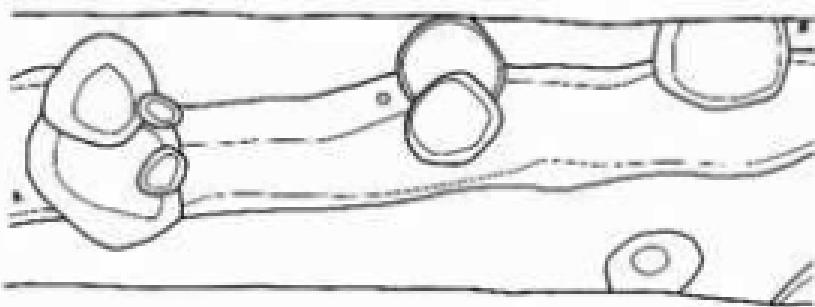
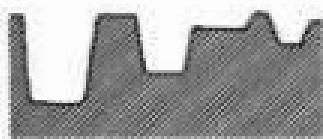


圖 2 菊酸亞胺植物組織



圖 3 第二代八點水蚜蟲植物組織

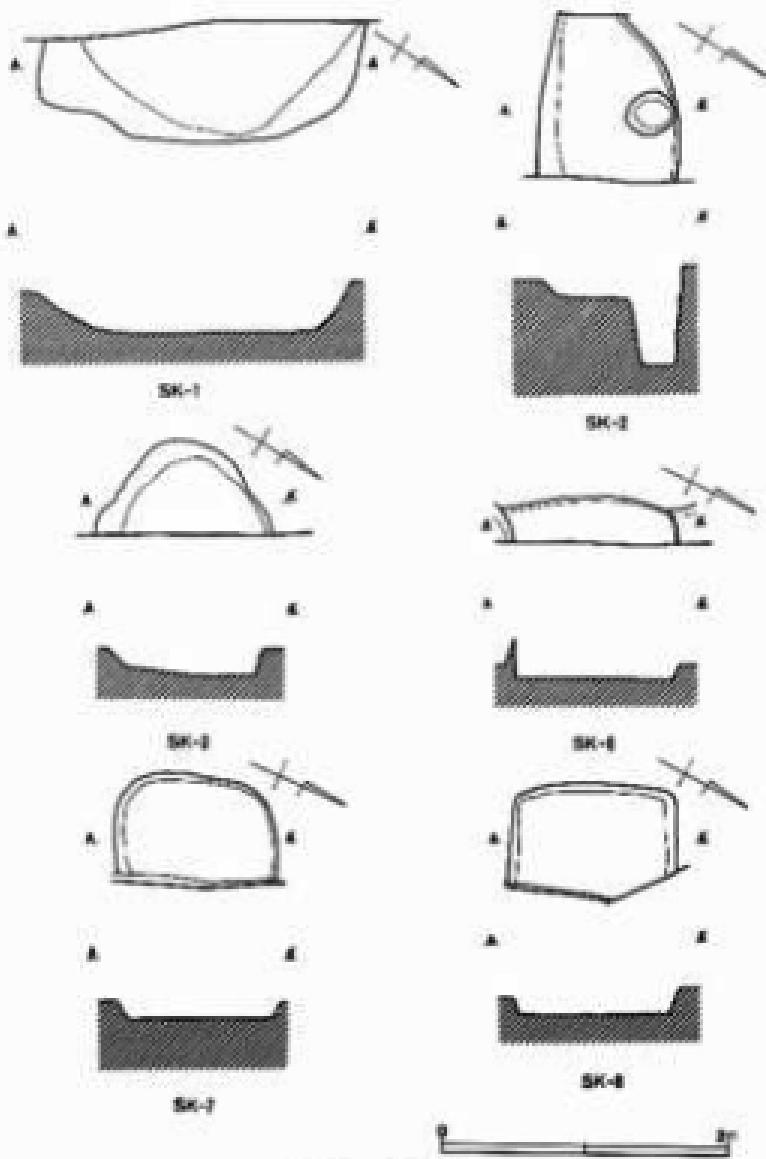


圖 1 四 A 地區手術

— 13 —

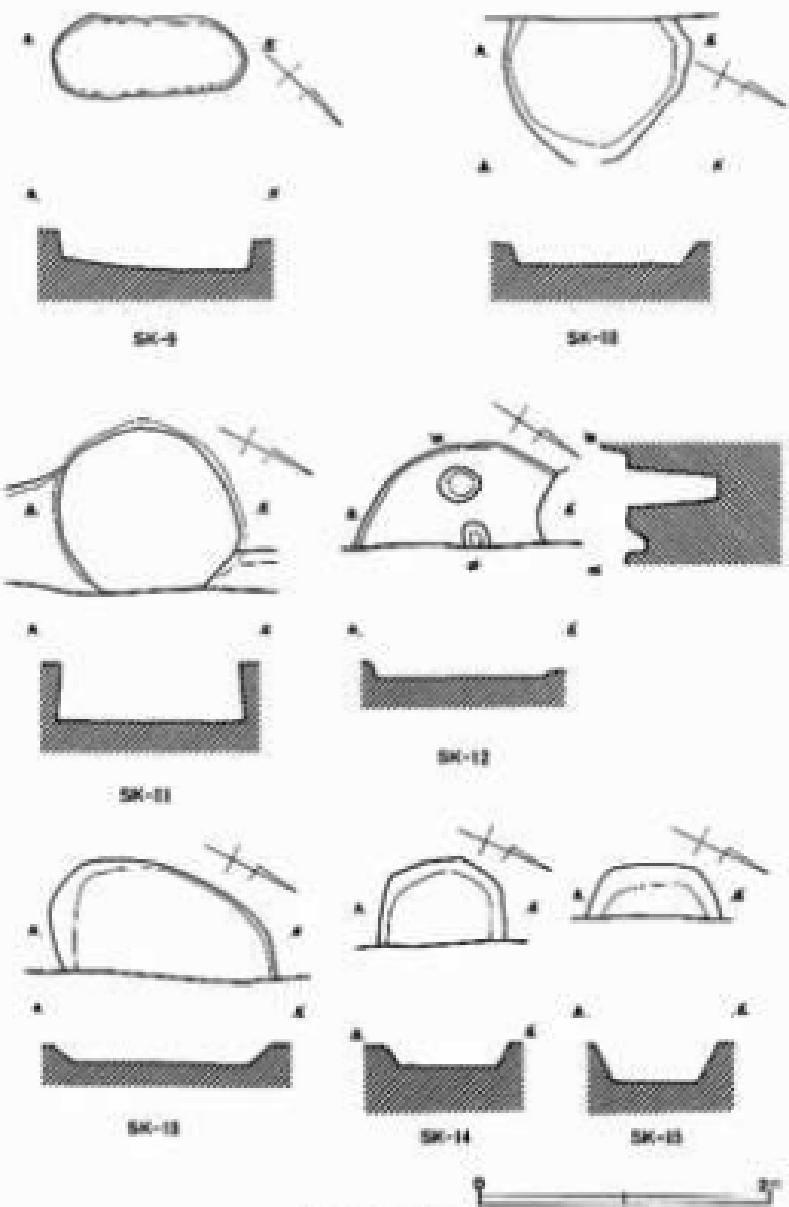


図6 図 人頭の上部

- 14 -

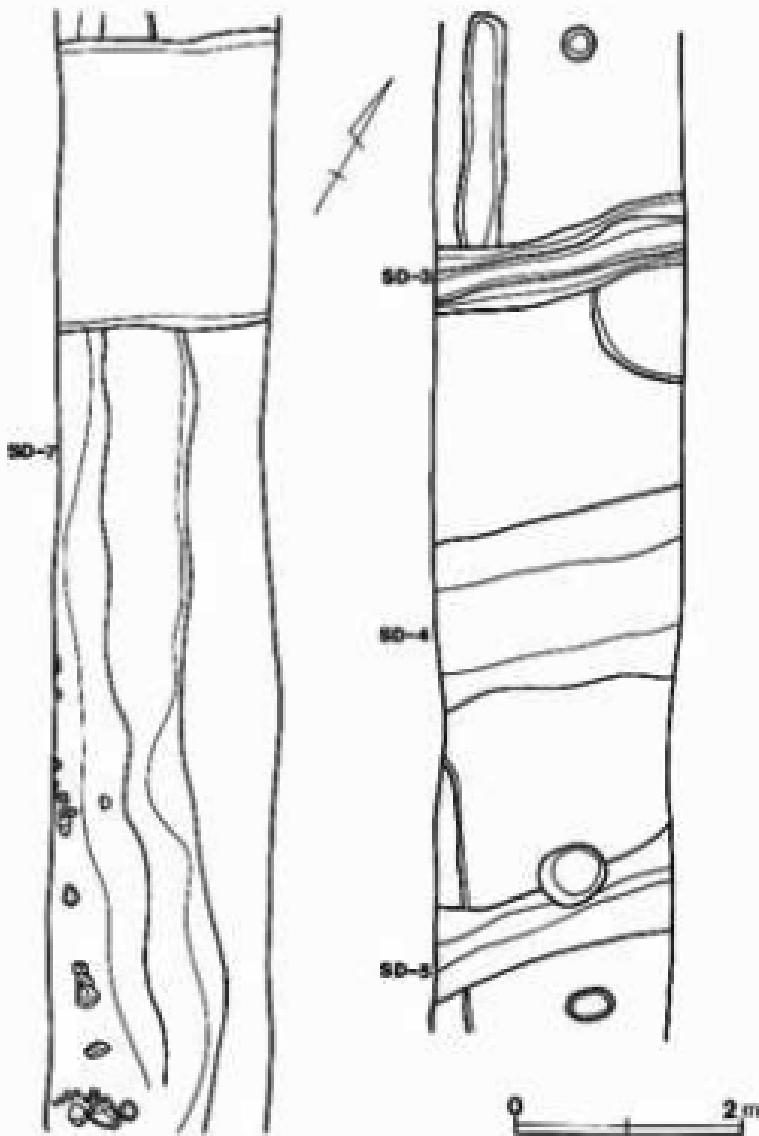


图7图 A地层剖面图

- 15 -

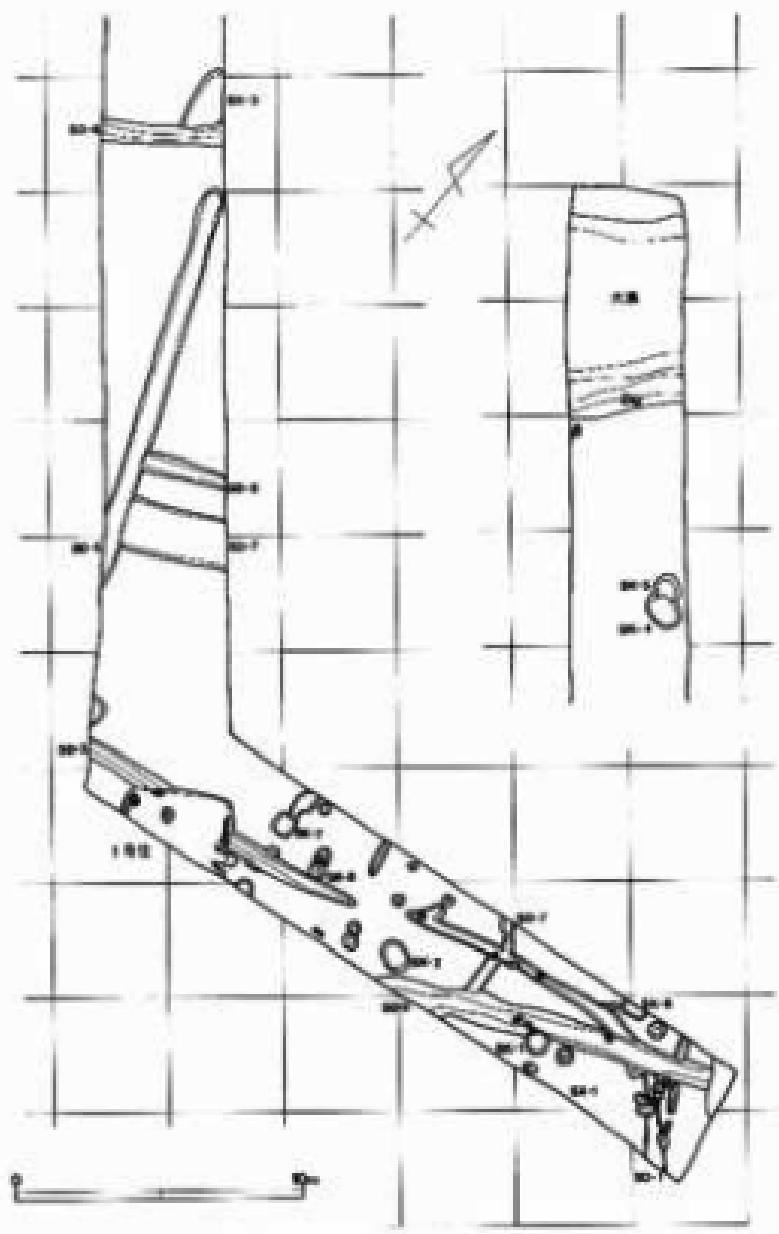


图 3-34 河子地水温热异常点剖面图

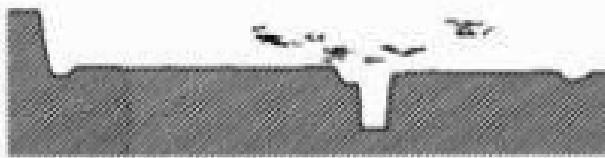
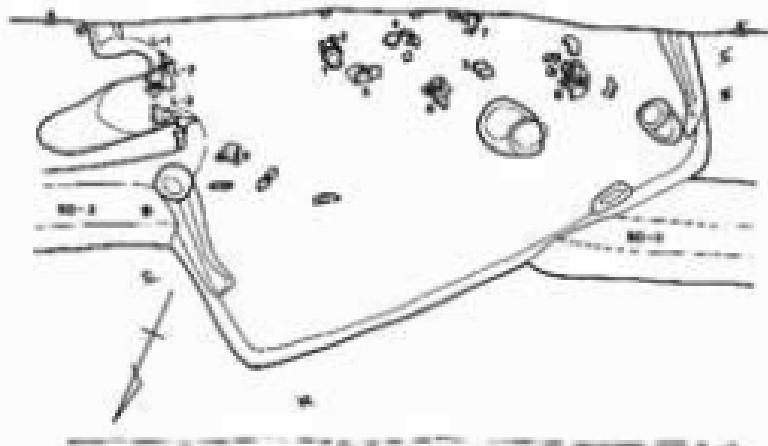


图1图 地1号剖面

第1号地盤は土壤説明

- 1号 地盤名土：（丸山植物を多量に含む。しまり粘性高になし。鐵鉢名土）
- 2号 地盤名色土：（ヨーム粘土。鐵土粉を少量含む。しまりなく粘性を少々有する。）
- 3号 中褐色土：（ヨーム風化土上土層の層。しまり粘性高になし。）
- 4号 地盤名色土：（丸山植物、ヨーム粉を含み、黑色土を加入する。しまり粘性高になし。表面に土木便孔。）
- 5号 中褐色土：（地表層、ヨーム粉を含み、ヨーム風化土を混入する。しまり粘性高になし。）
- 6号 黑褐色土：（ヨーム粘土。鐵土粉を多量に含む。しまり粘性高になし。）
- 7号 地盤名色土：（ヨーム粘土。鐵土粉を含み、ヨーム風化土を少量混入する。しまり粘性高に含むが無い。）
- 8号 地盤名色土：（ヨーム粉を多量に、鐵力粉、ヨームブロッカ、鐵化物粉を少量含む。しまり粘性高に有する。）
- 9号 地盤名色土：（ヨーム粉を少量含む。しまりはあるが粘性なし。）
- 10号 地盤名色土：（ヨーム粘土、ヨームブロッカを少量含む。しまり粘性高に有する。）
- 11号 地盤名色土：（ヨーム粘土。鐵土粉、鐵化物粉を含み、ヨーム風化土を混入する。しまり粘性高になし。）
- 12号 地盤名色土：（ヨーム粘土。ヨームブロッカを含み、ヨーム風化土を混入する。しまり粘性高に有する。）
- 13号 地盤名色土：（ヨーム粘土。ヨームブロッカを含む。しまり粘性高に有する。）

SO-1 土層説明

- 1号 地盤名色土：（丸山植物、ヨーム粉を含む。しまり粘性高に含む。）
- 2号 地盤名色土：（ヨーム粘土、白色粉子を少量含む。しまり無く粘性はない。）
- 3号 地盤名色土：（ヨーム粘土上土層の層。しまりなく粘性を有する。）

SO-2 土層説明

- 1号 黑褐色土：（ヨーム粉を含む。しまりはあるが粘性なし。）
- 2号 地盤名色土：（ヨーム粘土、ヨーム小アクリ、白色粉子を含む。しまり無く粘性はない。）
- 3号 地盤名色土：（ヨーム粘土、ヨームブロッカを含み、ヨーム風化土を混入する。しまり粘性高になし。）
- 7号 地盤名色土：（ヨーム粘土、ヨームブロッカを多量に含む。しまり無く粘性はない。）

SO-3 土層説明

- 1号 黑褐色土：（黑色土を半株とし、ヨーム風化土を混入する。しまり粘性高になし。）
- 2号 黑褐色土：（ヨーム風化土を半株とし、ヨーム粉を少量含む。しまり粘性高になし。）

地質-1 土層説明

- 10号 地盤名色土：（ヨーム粘土、ヨームブロッカ、ヨーム風化土を大量に含む。しまりはさうが粘性を有する。）
- 11号 地盤名色土：（ヨーム粘土を多量に、白色粉子を少量含む。しまり粘性高になし。）

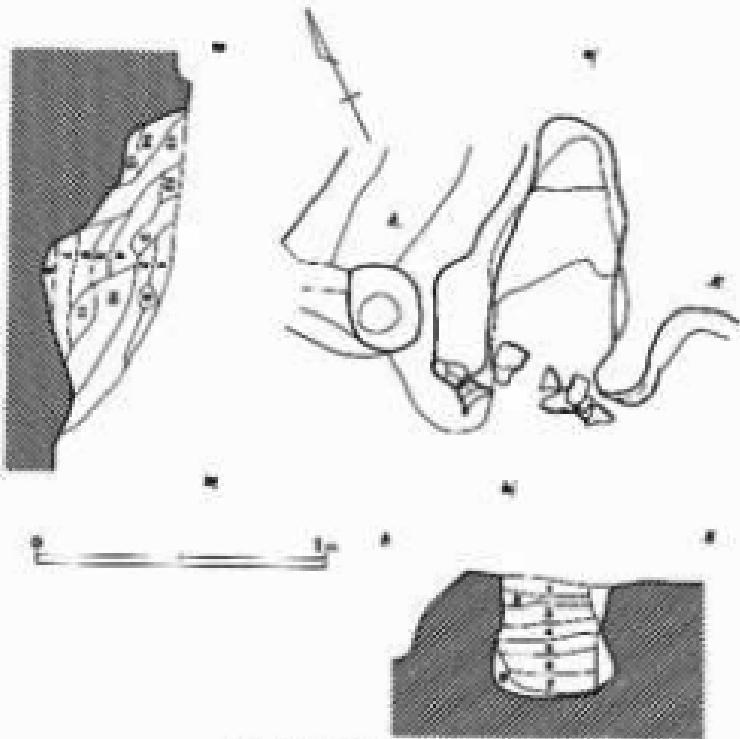


図1 男性器部アドヒラニウム

第1号後脚足アドヒラニウム

- 1番 毛基細胞土（毛土粒）：ローム粒を少量化させ、一式強化土を導入する。しまり強度向上に適しい。↓
- 2番 赤褐色土：（毛土粒）：赤色の細粒、既往薦めたオーマイ式強度と思われる。確度である。↓
- 3番 黄褐色土：（毛土粒）：ローム粒、既往物種を含む。しまりはないと強度を有する。↓
- 4番 黑褐色土：（毛土粒）：既往物種を多量の、ローム粒を少量化。しまりよく強度向上に適しい。↓
- 5番 灰褐色土：（毛土粒）：既往物種を多量の、ローム粒を少量化。しまり強度向上に有する。↓
- 6番 灰褐色土：（既往物種を多量、ローム粒粘結作用を考慮せしむ。しまりはあるが強度向上に適しい。↓
- 7番 黑褐色土：（既往物種を多量、ローム粒粘結作用を考慮せしむ。しまりはあるが強度向上に適しい。↓
- 8番 黑褐色土：（ローム粒、ロームアドリット土種の細。しまり強度向上に適い。↓
- 9番 暗黒褐色土：（ローム粒、既往物、既往物種を含み、ローム強化土を多量に導入する。しまり強度向上に適い。↓
- 10番 増青褐色土：（ローム粒、既往物、既往物種を含み、ローム強化土を多量に導入する。しまり強度向上に適い。↓
- 11番 増青褐色土：（既往物種を含むが、ロームアドリットを含み強度向上に。↓
- 12番 黑褐色土：（ローム粒、既往物を多量に含む。しまり強く強度は高い。↓
- 13番 増青褐色土：（既往物、既往アドリットを多量に含む。強く強度は高い。↓
- 14番 黑褐色土：（既往物を多量、ローム粒、既往物を強度含む。しまり強く強度向上に適い。↓
- 15番 増青褐色土：（ローム強化土を導入して既往物種を少量化。しまり強度向上に有する。↓

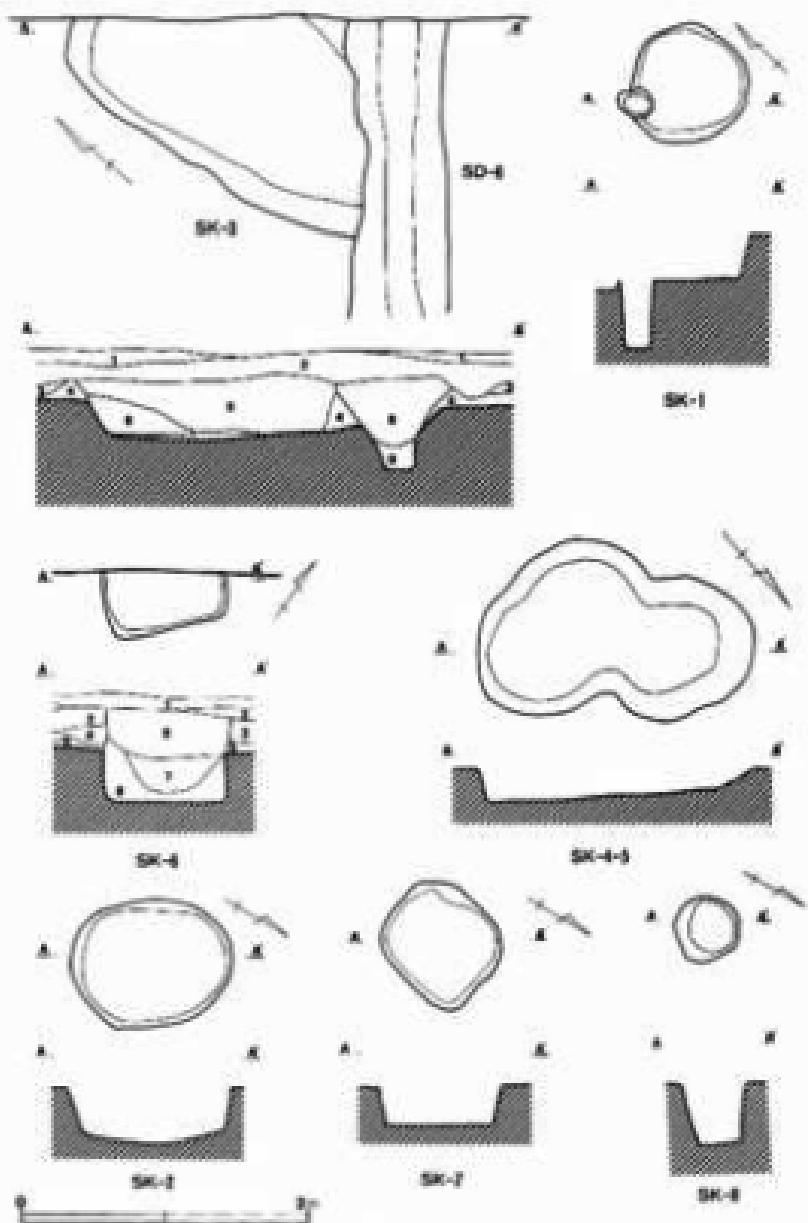


图11图 特殊构造图

Ⅳ 地盤調査結果一覧表

- 1層 平原褐色土（耕土の構成）
2層 油茶色土（河岸山地を核心、大河川底を多巣に。ツバメ巣を多発する。しかし年成長が少ないと云ふ。）
3層 油茶褐色土（ツバメ巣を含み、ツバメ巣を多発する。しかし多く新規に含む。）
4層 油茶褐色土（ツバメ巣を核心、ツバメ巣を多発する。）
5層 黄褐色土（ツバメ巣、ツバメアコロッタを含む。古樹は多巣に含む。ツバメ巣を多発する。しかし古樹は多巣に含む。）
6層 黑褐色土（ツバメ巣、ツバメアコロッタを多巣に含む。古樹は多巣に含む。しかし新規性に含むのが無い。）
7層 黑褐色土（古樹物を含むと見られる。しかし新規性に含む。）
8層 褐茶褐色土（ツバメ巣、古樹物を含む。に分化。しかしはあるが特徴はない。）
9層 灰茶褐色土（ツバメ巣、白色粒子を多巣に含む。しかし古樹も含むのが無い。）

Ⅳ 地盤調査結果一覧表

- 1層 平原褐色土（耕土の構成）
2層 油茶色土（河岸山地を核心、大河川底。ツバメ巣を、古樹物を含む。しかし古樹物にはない。）
3層 黄褐色土（古樹物を多巣に、河岸山地を核心。ツバメ巣を多巣に含む。よくしまっていいるが特徴はない。）
4層 黑褐色土（ツバメ巣を含む。ツバメ巣を多巣に含む。しかし古樹物にはない。）
5層 黑褐色土（ツバメ巣を含む。しかし古樹物にはない。）
6層 黑褐色土（ツバメ巣、ツバメアコロッタ、古樹物を多巣に含む。しかし新規性に含む。）
7層 黑褐色土（ツバメ巣、ツバメアコロッタ、古樹物。古樹物を含む。しかし新規性に含む。）
8層 黑褐色土（ツバメ巣、ツバメアコロッタを多巣に含む。しかし古樹物にはない。）

A 地点第2号権利地盤調査

- 1層 油茶色土（古樹物。白色粒子を含む。しかし古樹物にはない。）
2層 灰茶褐色土（ツバメ巣。ツバメアコロッタ。古樹物を含む。しかし古樹物を含む。）
3層 黑褐色土（ツバメ巣。ツバメアコロッタを含む。しかし新規性に含むのが無い。）
4層 黑褐色土（ツバメ巣。ツバメアコロッタを多巣に含む。しかし古樹物を含む。）

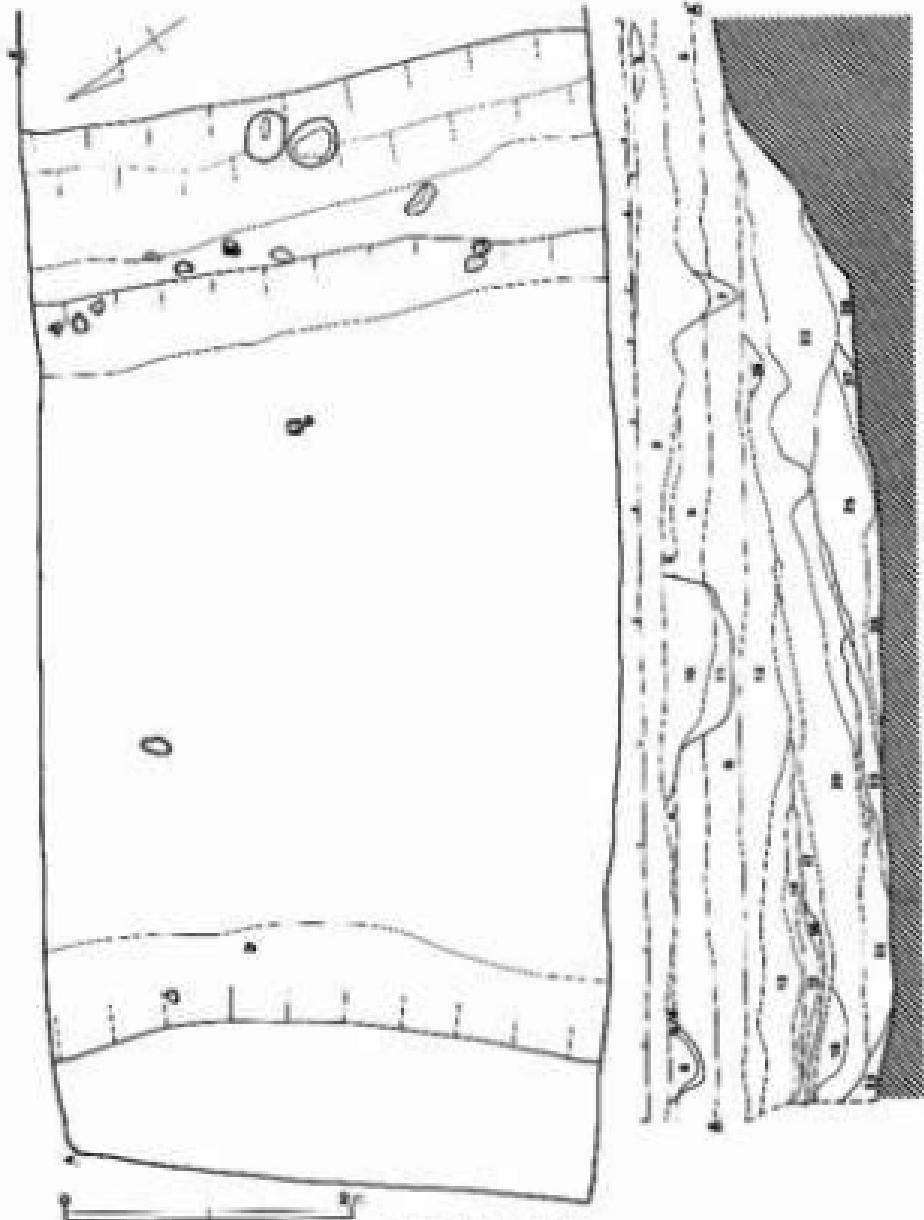


图125 云阳灰岩构造

大瀬崎周辺土層剖面

- 1層 噴霧褐色土 (砂上の砂層)
- 2層 硅酸化土 (西瀬崎山系の火成岩、火成岩を多量に、カーム粒を少度含む。よくしまっているが粘性はない)
- 3層 噴霧褐色土 (2層に類似するが、西瀬崎山系の火成岩の含有量が少ない)
- 4層 噴霧褐色土 (2層に類似するがA火成岩の含有量が少なく軟質である)
- 5層 噴霧褐色土 (火成岩碎を多量、カーム粒を少度含む。しまり粘性質である)
- 6層 噴霧褐色土 (火成岩碎、カーム粒を多く含む。しまり粘性質に近するが少く軟質である)
- 7層 噴霧褐色土 (火成岩碎を多量に、カーム粒、西瀬崎山系の火成岩を少度含む。しまりはあるが粘性が少し)
- 8層 噴霧褐色土 (2層に類似するが、西瀬崎山系の火成岩を多量に含む)
- 9層 噴霧褐色土 (カーム粒、A火成岩を多く含む。しまりは弱く粘性質ない)
- 10層 噴霧褐色土 (2層に類似するが、少量の火成岩碎、火成岩を含む)
- 11層 噴霧褐色土 (火成岩碎を多量、カーム粒を少度含む。しまり粘性質に近い)
- 12層 黒褐色土 (カーム、赤色、火成岩碎を少度含む。しまり粘性質に近い)
- 13層 黑褐色土 (火成岩碎、カーム粒を少度含む。しまり粘性質に近い)
- 14層 噴霧褐色土 (火成岩碎、火成岩碎を少度含む。しまり粘性質に近い)
- 15層 噴霧褐色土 (白色粒子、砂粒を含む。しまりは弱いが堅固である)
- 16層 噴霧褐色土 (西瀬崎山系の火成岩碎の鉄層である。粒2~3mmから鐵礫粒の鉄層)
- 17層 噴霧褐色土 (砂粒を少度含む。しまり粘性質に近するが17層の下部では粘土化している)
- 18層 噴霧褐色土 (カーム粒を微量含む。よくしまっているが粘性はない)
- 19層 黑褐色土 (火成岩碎を多量に含む。しまり粘性質に近る)
- 20層 噴霧褐色土 (カーム粒、火成岩碎を微量含む。しまり粘性質に近い)
- 21層 噴霧褐色土 (顔色上半に多量の黒褐色土を混入する。しまり粘性質に近い)
- 22層 噴霧褐色土 (カーム粒を少量、白色粒子を微量含む。しまり粘性質に近い)
- 23層 噴霧褐色土 (小種を多量に含む。しまり粘性質に近い)
- 24層 噴霧褐色土 (カーム粒、カームブロック、火成岩碎を含む。しまり粘性質に近する)
- 25層 黑褐色土 (カーム粒を微量含む。しまり粘性質に強く粘土化の傾向にある)
- 26層 黑褐色土 (頭分を多量に含む。よくしまっており粘性はない)
- 27層 黑褐色土 (小種、砂粒を多量に、カーム粒を少度含む。しまりは弱いが粘性はない)
- 28層 噴霧褐色土 (カーム粒を少量、多量の砂分を含む。しまり粘性質に近する)

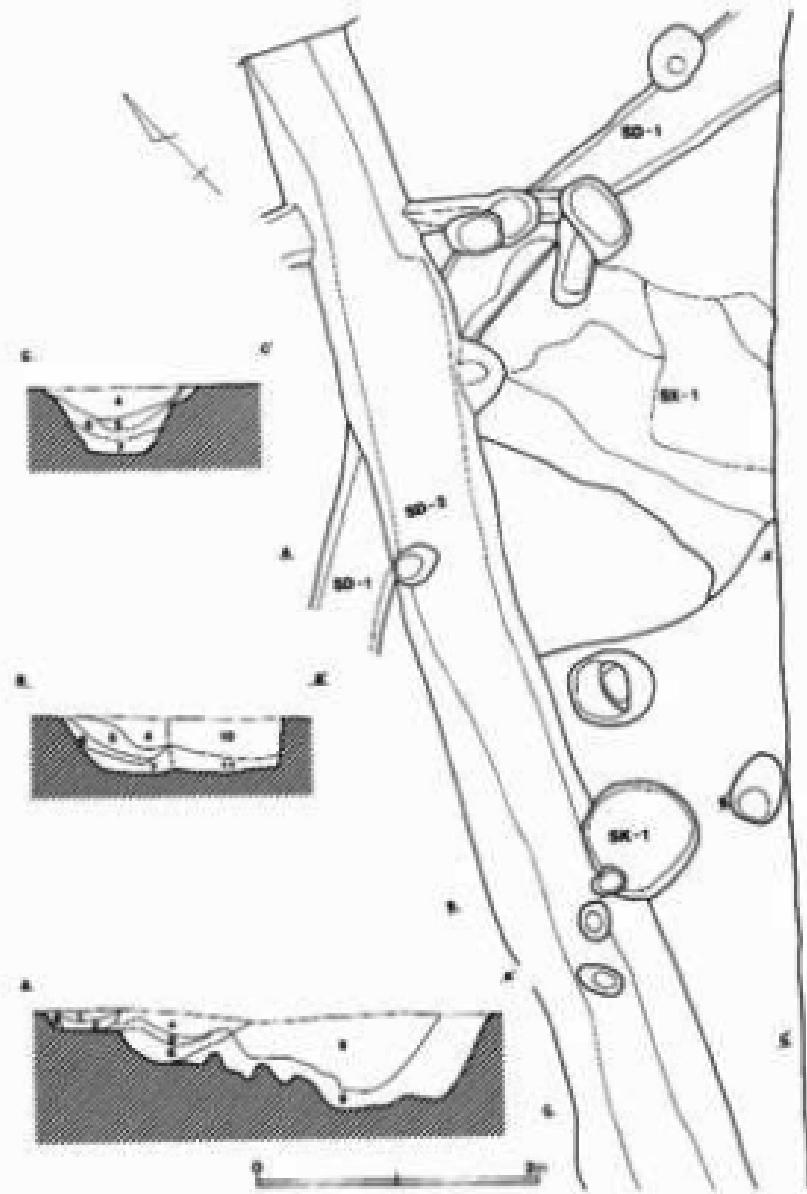


圖109 鮸形刺鰓缺頭鱗 - IX - 1

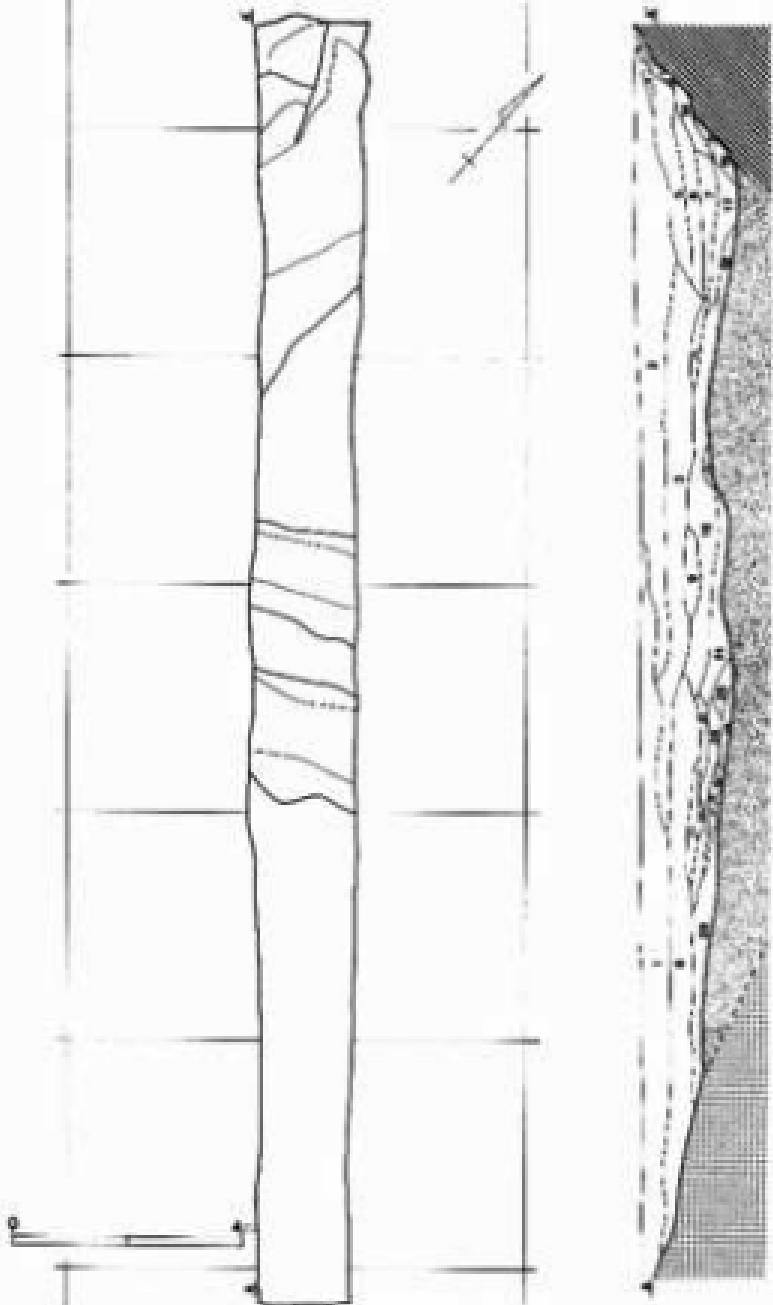


圖11 圖10地質剖面C-C點全圖

◎地表面積土壤剖面

- 1層 布岩色土 (1-5層は黒褐色層によるもの複数)
- 2層 布褐色土
- 3層 黑褐色土
- 4層 黑褐色土
- 5層 黑褐色土
- 6層 黑褐色土
- 7層 黑褐色土 (ロームアッシュ、大粒混在、小砾を少量化。しかし粘性土に強い。)
- 8層 増量褐色土 (ローム粘、部分を少量含む。砂層に近くしてよりは強いが粘性土含む。)
- 9層 黑褐色土 (大粒混在を少量含む。砂層に弱い特徴でしてより粘性土に強い。)
- 10層 増量褐色土 (うねニ裂れするか砂を含む。)
- 11層 増量褐色土 (中粒帶の多い部分。ローム粘を少量含む。しかし粘性土に強い。)
- 12層 増量褐色土 (底土ローム層)
- 13層 増量褐色土 (中-大粒を多量に含む。強くしまっており粘性土強い。)
- 14層 黑褐色土 (ロー土粘、ローアッシュ、小砾を多量に含む。しまさないが粘性土強い。)
- 15層 増量褐色土 (10層に類似するが、砂が太多くなる色調も暗め。)
- 16層 増量褐色土 (小砾、部分を含む。しかし粘性土に強い。)
- 17層 増量褐色土 (粘合を含む。粘土質でしません強い。)
- 18層 増量褐色土 (ロー土粘、大粒混在、部分を含む。砂層に弱いがしまして粘性土に弱る。)
- 19層 増量褐色土 (10層に類似するが、砂を含む細かいシルトを含む。)
- 20層 增量褐色土 (10層に類似するが砂は含まない。)
- 21層 黑褐色土 (10層に類似するが部分の含有量が多い下部は砂層に移行する。)
- 22層 増量褐色土 (小砾粘、大粒混在を含む。しまさないが粘性土強い。)
- 23層 増量褐色土 (大粒帶、部分を含む。粘土質でしません強い。)
- 24層 増量褐色土 (大粒混在、小砾を少量、部分を多量に含む。しまさないが粘性土はない。)
- 25層 増量褐色土 (10層に類似するが部分の含有量が多い色調は通常行っている。)
- 26層 増量褐色土 (洪積之砂を多量に含む。しまさない粘性土に強い。河床帯と想われる。)
- 27層 増量褐色土 (砂柱を多量に含む。しまさない粘性土に強い。)
- 28層 増量褐色土 (砂柱粘、小砾、部分を多量に含む。しまさない粘性土に強い。)
- 29層 増量褐色土 (砂柱粘、小砾、部分を多量に含む。しまさない粘性土に強い。)

2. 出土遺物の概要

出土遺物整理の視点

図示した遺物は必ず可逆透社及び真下土壤の2透鏡市土のものであり、透視図に記した。

標本表の復記

以下に標本表各項目の意味を記す。

番号は実測用番号・写真用番号に対応している。

基準は調査的に用いられている一般的な名称で記した。

大きさは／cmで示した。

形についてでは、口幅・厚度、その他の固有形については、口幅・瓶幅・瓶高の順である。焼付部の場合はその形状にて、無焼部の場合はひらくとした。

計測小数の時は一とした。

口径については、口端を始とする横径の長さで表した。

成型手法や型別の特徴に関するでは、縮小された実測値からでも容易に読みとることが出来ると思われる事項については簡略として省略し、口幅の形状等、実測値からは読みとることが容易でないこと、または実測では表現できないと思われる事柄についてのみ記述するようにした。

調整に関するでは、ナギ、脂によるリコナギ（器底に沿った一定方向のナギ）によると思われるもの、ヨナギと略記）、板質水口焼工芸による調整（両端に板質の水口焼工芸等によると思われるもの、板ハケと略記（注1）、ヘラ削り（ヘラ焼工芸により粘土のカスリ取りを行なったもの、ヘケと略記）、ヘラ削り（ヘラ焼工芸はそれに調整する工具により粘土の表面を撫でて整面にしたもの、ヘトと略記）、ヘラナギ（ヘラ焼工芸はそれに調整するものにより粘土の表面を撫でたもの、ヘナと略記）で表した。

同一工具による連續的な部位に施された調整で部位の判るものは調整手法のみとに数字を記した。

例：板ハケ 3 回の連續的な工程で板ハケを施す。

なお、回転を行う動作の回転方向の記述については、遺物を正位において、この時の上唇の回転する方向について時計方向・反時計方向それぞれ（順）（逆）と略記した。

粘土については内部断面によって分される遺物の種類（末梢不明の場合色調）、大きさ、焼付度、含有量を略記した。略記語は以下の通りでこの通りに記してある。

鉛灰・鉛物 c : チョート、s : 方底、q : 直筒、sr : 扇筒、t : 内凹筒

■ : 青緑、■ : 赤色粒子、■■ : 不規則粒子（たがし）■ : 緑、■ : 黄、■ : 白、■ : 黑）と略記

大きさ \sqrt{m} で表示

圓化度 m : 圓化・角張った t : やや圓化・やや丸みを帯びた
 s : 圓化・丸い

量 L : 重量 S : 面積 M : 多少 T : やや多量 R : 多量

例 $m(100)$ \rightarrow 100gの中やや圓化した石英を多量も
をも。固体としての圓滑材の量が特徴ある時は“圓滑”あるいは“圓滑”的のよう
に記した。

(④) 上部を塊全体の外側を、(⑤) 上部の表面の外側を表して…心(1段目)
色鉛についても、(⑥) 外側 (⑦) 内側 (⑧) 表面で表した。

個々種の各個体の適切度は、実測値で表現されている部分に対しても大きさ
を概念的の範囲を記した。

適切度が遙いものについては範囲を100%開拓して実測し記した。

MHz等は作図した物体の整理番号である。

もと、作図法は、以下の通りである。

ケタリの方向について一般的に一で表し、定方向の極端としたケタリの場
合は一で省略・代表させて表している。

解説として適切の例は

- ・外形を太線
- ・中心線を中線
- ・調整の変換点を細線
- ・重心基準の変換点を粗筋線
- ・調整などによる複数の凸凹を複数の線
- ・調整の変換点と重心の変換点が重複するときに矢印
- ・同一の工具による調整で工具属性の違いが明らかとなり粗筋細線

で示した。

積み上げ板は觀察できるもののみ模式的に表現した。小塊をものについては
記していないので積み上げ單位が混くなっている。

上部層は断面図を白メモで、底層はトーンで表した。

(大形連続)

四

(1) 「諸外後遺跡」物文書類

(2) 上部破壊時に、調整を重視しこれを表したので、調査時の暴行、
つまり、各個別の個別差異について特に記した。

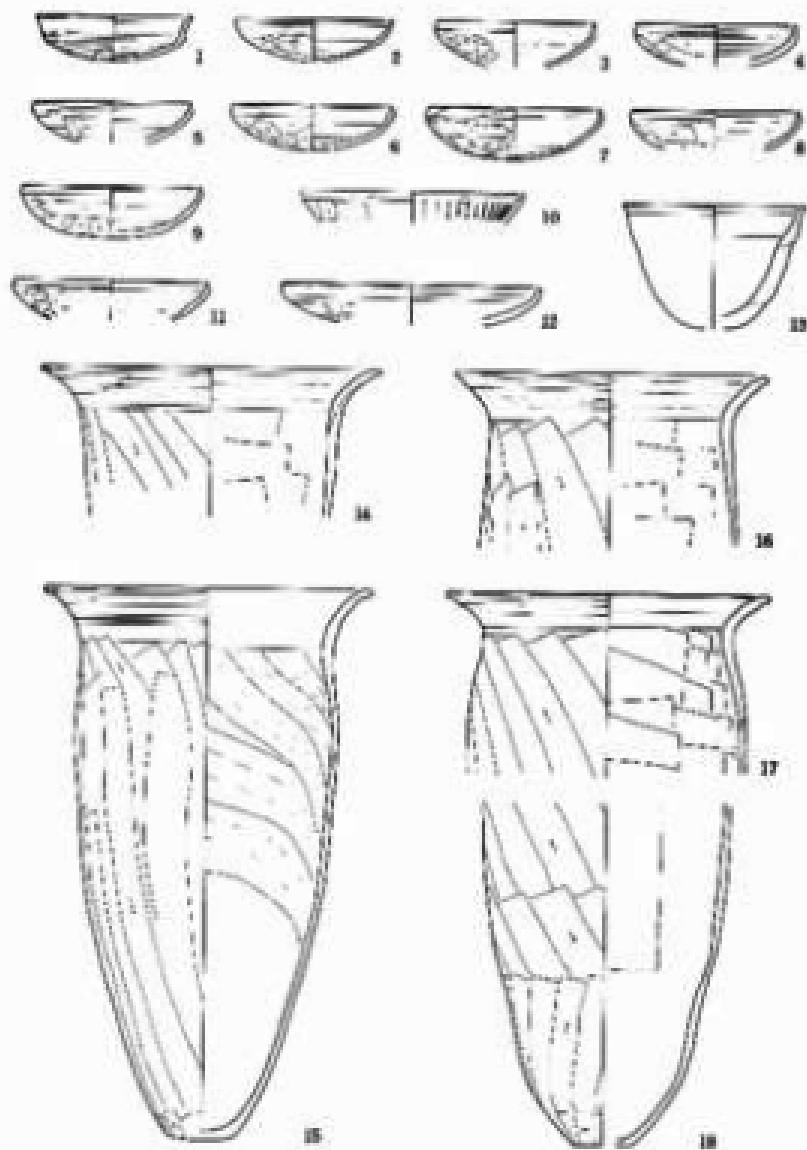
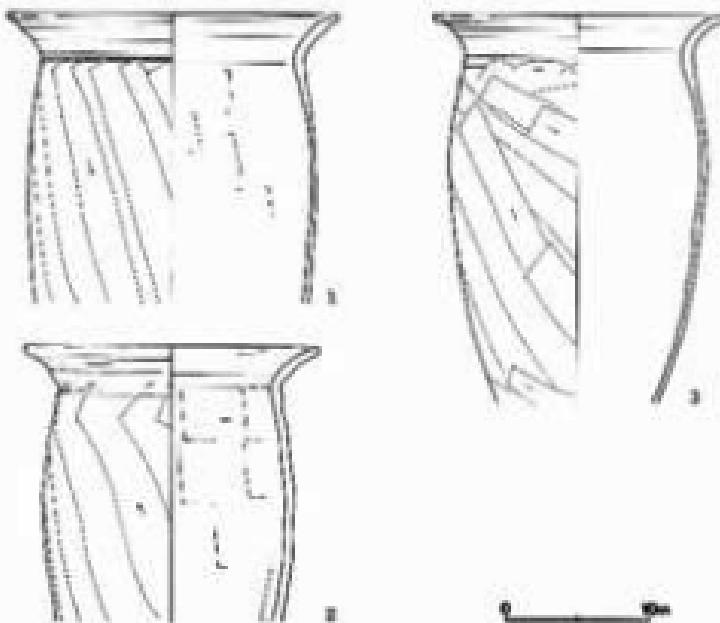


圖174 1-10為器口十個標記
11-15為器底內部
16-17為器底外部



圖說 1 号窯址出土器物上部

出土遺物觀察表

表一 圖 1 号窯址出土遺物觀察表 (續表 1)

編號	形體	尺寸	觀察手記 - 見到的特徵	觀察手記的特徵	點上 - 標誌	備考
100-1 1	瓶	19.7 3.1	小口子，直腹，中腹有凸出的 突起，腹下窄，下部外鼓， 底有凹槽，腹中部有 凸起。	小口子，直腹，內腹收縮， 腹下窄，下部外鼓， 底有凹槽，腹中部有 凸起。	標記在腹部的最細處 標記在腹部最寬處 底心 量 19.7 量 3.1	1/1 也 19.7=19.7 標記 1-1
100-2 2	瓶	18.8 3.5	與前面的特點基本一致 腹下窄，底外鼓，腹中 部有凸起，腹中部 有凹槽。	與前面的特點基本一致 腹下窄，底外鼓，腹中 部有凸起，腹中部 有凹槽。	標記在腹部最細處 標記在腹部最寬處 底心 量 18.8 量 3.5	1/1 18.8=18.8 標記 2-2
100-3 3	瓶	16.8 3.8	與前面的特點基本一致 腹下窄，底外鼓，腹中 部有凸起，腹中部 有凹槽。	小口子，直腹，內腹收縮， 腹下窄，底外鼓，腹中 部有凸起，腹中部 有凹槽。	標記在腹部的最細處 標記在腹部最寬處 底心 量 16.8 量 3.8	1/1 16.8=16.8 標記 3-3

番号	規格	大分類	成形方法・表面の特徴	構造下地の特徴	樹脂・色調	備考
8	EM	EM-3 EM-4		上部は木口面、内面は木口面、板小片、木子粒、板子 下部は表面磨き面、板子が 並んでる	透明樹脂色透明中 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明	1/1 180~210度上 樹脂L-100
9	EM	EM-2 EM-3	樹脂樹脂接着接着 樹脂樹脂接着	上部は木口面、内面は木口面、板子 下部は表面磨き面 樹脂樹脂接着接着	透明樹脂色透明中 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明	1/1 180~210度上 樹脂L-100
10	EM	EM-3 EM-4	樹脂接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着	上部は木口面、内面は木口面、板子、木子粒、板子 下部は表面磨き面接着接着 接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着	透明樹脂色透明中 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明	1/1 180~210度上 樹脂L-100 透明
11	EM	EM-3 EM-4	樹脂接着接着 接着接着接着 接着接着接着	上部は木口面、内面は木口面、板子、板子 下部は表面磨き面 接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着	透明樹脂色透明中 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明	1/1 180~210度上 樹脂L-100
12	EM	EM-2 EM-3		上部は木口面、内面は木口面、板子、板子 下部は表面磨き面接着接着	透明樹脂色透明中 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明	1/1 180~210度上 樹脂L-100
13	EM	EM-3 EM-4	樹脂接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着	上部は木口面、内面は木口面、板子、板子 下部は表面磨き面 接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着	透明樹脂色透明中 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明	1/1 180~210度上 樹脂L-100
14	EM	EM-2 EM-3	樹脂接着接着 接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着	上部は木口面、内面は木口面、板子、板子 下部は表面磨き面 接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着	透明樹脂色透明中 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明	1/1 180~210度上 樹脂L-100
15	EM	EM-2 EM-3	樹脂接着接着 接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着	上部は木口面、内面は木口面、板子、板子 下部は表面磨き面 接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着 接着接着接着	透明樹脂色透明中 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明 透明樹脂色透明	1/1 180~210度上 樹脂L-100

番号・部種	大きさ	成虫の特徴	翼翅の特徴	性別・産卵	備考
13. 鷺	32.5	後脚二本をもつ長い尾と嘴	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均、内見は弱い、飛翔は弱い(4才半-5才)	♂の胸背は黒褐色で 1才-4才	
14. 鶲	38.0	後趾形	外見は平均、内見は弱い、飛翔は弱い(4才半-5才)	♂の胸背は黒褐色で 1才-4才	
15. 鶲	38.2	ハゲタガリの特徴へ半の差異	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均、内見は弱い、飛翔は弱い(4才半-5才)	♂の胸背は黒褐色で 1才-4才	
15-1	—	ハゲタガリの特徴へ半の差異	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均、内見は弱い、飛翔は弱い(4才半-5才)	♂の胸背は黒褐色で 1才-4才	1才-4才
	(38.4)	後脚二本をもつ長い尾と嘴	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均、内見は弱い、飛翔は弱い(4才半-5才)	♂の胸背は黒褐色で 1才-4才	1才-4才
16. 鶲	38.4	1翅以上腹面の縦じま模様を弱く持つ 外見は平均	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♂の胸背は黒褐色で 1才-4才	
16-1	38.5	—	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♂の胸背は黒褐色で 1才-4才	1才-4才
	(38.6)	—	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♀の胸背は黒褐色で 1才-4才	—才-4才
	(38.7)	—	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♀の胸背は黒褐色で 1才-4才	—才-4才
	(38.8)	—	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♀の胸背は黒褐色で 1才-4才	—才-4才
16. 鶲	38.8	特徴以上の特徴が混じり合って いる。頭部多毛で (38.9)	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均、内見は弱い、飛翔は弱い(4才半-5才)	♂の胸背は黒褐色で 1才-4才	
17. 鶲	39.3	1翅以上腹面の縦じま模様を弱く持つ 外見は平均	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♂の胸背は黒褐色で 1才-4才	
17-1	—	—	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♂の胸背は 1才-4才	1才-4才
	(39.4)	—	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♀の胸背は 1才-4才	1才-4才
18. 鶲	—	頭部下部が中瘤状	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♂の胸背は黒褐色で 1才-4才	
18-1	41.1	—	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♀の胸背は 1才-4才	1才-4才
	39.6	—	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♀の胸背は 1才-4才	1才-4才
	(39.7)	—	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♀の胸背は 1才-4才	1才-4才
19. ■	39.4	口器は短く外見は弱い	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♂の胸背は黒褐色で 1才-4才	2才-3才
19-1	—	中瘤状	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♀の胸背は 1才-4才	1才-4才
	(39.5)	—	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♀の胸背は 1才-4才	1才-4才
20. ■	39.7	1翅、背面腰部に白い斑を 持つ	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♂の胸背は黒褐色で 1才-4才	1才-4才
20-1	—	—	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♀の胸背は 1才-4才	1才-4才
	(39.8)	—	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♀の胸背は 1才-4才	1才-4才
21. ■	39.8	口器、触角端部に白い斑を 持つ	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♂の胸背は黒褐色で 1才-4才	2才-3才
21-1	—	—	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♀の胸背は 1才-4才	1才-4才
	(39.9)	—	1翅は4才半、飛翔は弱い 外見は平均	♀の胸背は 1才-4才	1才-4才

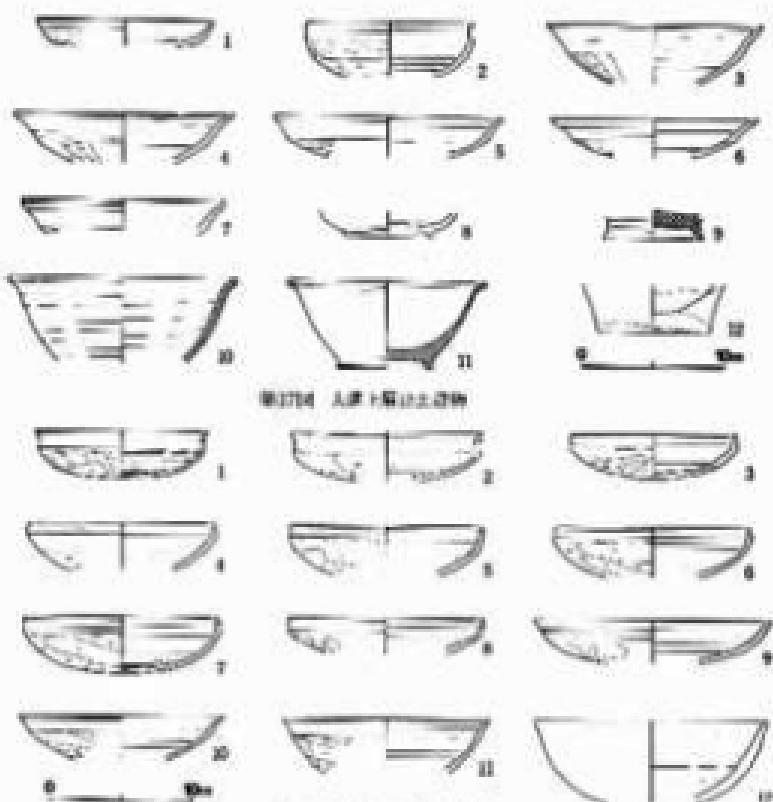


图-2 大溪上层出土遗物例(第17图)

图-3 大溪上层出土遗物例(第18图)

器形・器種	大きさ	皮膜手延・滑脱の状態	調査手延の状態	胎土・色調	備考
1 1号	18.5 13.5	外壁に延びた滑脱の跡と手延 物	内壁に延びた滑脱の跡と手延 物、把手、内面は手延 物、底手延	褐色の粘土質の胎土 褐色手延 淡褐色	1/10 大溪上層 周縁部
2 2号	18.4 13.5	底盤中心に凹窓を下廻り手延 物、底手延	内壁に延びた滑脱の跡と手延 物、把手、内面は手延 物、底手延、内壁は手延 物、把手、内面は手延 物、内壁に延びた滑脱の跡と手延 物、把手、内面は手延 物	褐色の粘土質の胎土 褐色手延 淡褐色 4/360 4/360 1/360	1/4 大溪上層 周縁部

番号	部位	大きさ	皮膚子宮・臍部の特徴	腹腔手術の特徴	輸血・点滴	備考
1	脚	14.0 4.1		1)腫瘍は子宮・外因性は子宮 癌。ヘリ・内因性は細かい・ 粗い子宮	内因性は腫瘍細胞が組織 細胞へ侵入・内因性は細胞が 増殖して細胞が増殖する 子宮癌	1/4
2	脚	15.1 (3.5)	1)腫瘍子宮に被覆細胞の細胞 2)子宮子宮子	1)腫瘍は子宮・外因性は子宮 癌。ヘリ・内因性は細かい・ 粗い子宮	内因性は腫瘍細胞が組織 細胞へ侵入・内因性は細胞が 増殖して細胞が増殖する 子宮癌	1/4
3	脚	12.4 (3.6)		1)腫瘍は子宮・外因性は子宮 癌。ヘリ・内因性 2)子宮・子宮子	内因性は腫瘍細胞が組織 細胞へ侵入・内因性は細胞が 増殖して細胞が増殖する 子宮癌	1/4
4	脚	14.4 (3.7)		1)腫瘍は子宮・外因性は子宮 癌。子宮子・コラム・子宮 ヘリ・内因性は子宮・子宮子 癌・子宮	内因性は腫瘍細胞が組織 細胞へ侵入・内因性は細胞が 増殖して細胞が増殖する 子宮癌	1/4
5	脚	14.0 (3.5)		1)腫瘍は子宮・外因性は子宮 癌。子宮子・コラム・子宮 ヘリ・内因性は子宮・子宮子 癌・子宮	内因性は腫瘍細胞が組織 細胞へ侵入・内因性は細胞が 増殖して細胞が増殖する 子宮癌	1/4
6	脚	14.0 (3.7)		1)腫瘍は子宮・外因性は子宮 癌。子宮子・コラム・子宮 ヘリ・内因性は子宮・子宮子 癌・子宮	内因性は腫瘍細胞が組織 細胞へ侵入・内因性は細胞が 増殖して細胞が増殖する 子宮癌	1/4
7	脚	14.0 (3.5)		1)腫瘍は子宮・外因性は子宮 癌・子宮子・子宮子・内因 2)子宮	内因性は腫瘍細胞が組織 細胞へ侵入・内因性は細胞が 増殖して細胞が増殖する 子宮癌	1/4
8	脚	— (3.5) 4.0 (3.5)		外因性は子宮・子宮子・子 宮・内因性は子宮	内因性は腫瘍細胞が組織 細胞へ侵入・内因性は細胞が 増殖して細胞が増殖する 子宮癌	1/4
9	腹部 脚	— 6.0 (3.5)		外因性は子宮・外因性は子 宮・子宮子・子宮子・内因 子宮・内因性は子宮の子宮癌 子宮子子宮子・子宮子	内因性は腫瘍細胞が組織 細胞へ侵入・内因性は細胞が 増殖して細胞が増殖する 子宮癌	1/4
10	腹部 脚	15.1 14.0		1)腫瘍は子宮・内外因とも 2)子宮	内因性は腫瘍細胞が組織 細胞へ侵入・内因性は細胞が 増殖して細胞が増殖する 子宮癌	1/4
11	腹部 脚	13.5 6.0 6.0		1)腫瘍は子宮・外因性は子宮 癌・外因性は子宮子・子宮 子宮子は子宮・外因性は子 宮・子宮子・子宮子・子宮 子宮子は子宮・外因性は子 宮・子宮子	内因性は腫瘍細胞が組織 細胞へ侵入・内因性は細胞が 増殖して細胞が増殖する 子宮癌	1/4

番号	層位	大きさ	被覆下地・基盤の特徴	調査下地の特徴	出土・出雲	備考
12	手掘	—		馬鹿子子面、底面半圓形 内面へリリフリ	馬鹿子子面底面半圓形 底面滑	1/2 大雲 66.2
	A	7.3				
	B	13.5			馬鹿子子面底面半圓形 底面滑	馬鹿子子面底面半圓形 底面滑

表-3 大雲下層出土遺物目録表(第1回)

番号	層位	大きさ	被覆下地・基盤の特徴	調査下地の特徴	出土・出雲	備考
12.8	手	11.0	金持内子面地(縦)、底面	口幅13.4mm、内面半圓形 内面滑、底子子面	馬鹿子子面地(縦) 底面滑	1/2
		9.3	中腹子子面、底子子面			大雲子子面地
						馬鹿子子面地
12.9						馬鹿子子面地
13.0		13.2		口幅13.4mm、底子子面	馬鹿子子面地(縦)、底面滑	1/2
13.4		(3.4)		子子面、子子面、底子子面	底面滑	大雲 66.3
					中腹子子面	馬鹿子子面
13.5		11.0	金持内子面地(縦)、底面	口幅13.4mm、内面半圓形 内面滑、底子子面	馬鹿子子面地(縦)、底面滑	1/2
13.7		9.3		子子面、底子子面	底面滑	大雲子子面地
						馬鹿子子面地
14.0		12.0	口幅内子面地(縦)、底面	口幅13.4mm、内面半圓形 内面滑、底子子面	馬鹿子子面地(縦)、底面滑	1/2
15.2		13.0	底子子面	底面滑		大雲子子面地
						馬鹿子子面地
16.0		12.0	口幅内子面地(縦)、底面	口幅13.4mm、内面半圓形 内面滑、底子子面	馬鹿子子面地(縦)、底面滑	1/2
16.2		13.0	底子子面	底面滑		大雲子子面地
						馬鹿子子面地
17.0		13.2	外腹子子面・底面滑	口幅13.4mm、底子子面	馬鹿子子面地(縦)、底面滑	1/2
17.4		(3.5)	底子	子子面	底面滑	大雲子子面地
						馬鹿子子面地
18.0		13.0				
18.7		13.0				
19.0		13.0				
19.2		6.0				

番号	登録年月日	確認手筋・認定の特徴	調査子供の特徴	監視・見跡	備考
6	19 12.1 13.4		口説けたり静かに覗き込む。 手、頭下垂、手平、内臓の 匂いアゲ、汗千葉、物ハラ、 舌苔感 アリ感	心音強度が心拍数に 一致する状況が見られる 大便下部充満 精神状一貫	1/3
7	19 12.1 13.4		口説けたり静かに覗き込む。 手、頭下垂、手平、内臓の 匂いアゲ、汗千葉、物ハラ、 舌苔感 アリ感	心音強度が心拍数に 一致する状況が見られる 中等度の小便 大便下部充満 精神状一貫	1/4
8	19 12.1 13.4		口説けたり静かに覗き込む。 手、頭下垂、手平、内臓の 匂いアゲ、汗千葉、物ハラ、 舌苔感 アリ感	心音強度が心拍数に 一致する状況が見られる 中等度の小便 大便下部充満 精神状一貫	1/4
9	19 12.1 13.4		口説けたり静かに覗き込む。 手、頭下垂、手平、内臓の 匂いアゲ、汗千葉、物ハラ、 舌苔感 アリ感	心音強度が心拍数に 一致する状況が見られる 大便下部充満 精神状一貫	1/4
10	19 12.1 13.4		口説けたり静かに覗き込む。 手、頭下垂、内臓の匂いアゲ、 匂いアゲ、汗千葉 アリ感	心音強度が心拍数に 一致する状況が見られる 大便下部充満 精神状一貫	1/4
11	19 12.1 13.4		口説けたり静かに覗き込む。 手、頭下垂アゲ、内臓の 匂いアゲ、汗千葉、頭ハラ、 舌苔感 アリ感	心音強度が心拍数に 一致する状況が見られる 大便下部充満 精神状一貫	1/4
12	19 12.1 13.4	内臓の匂いアゲ、頭ハラ、 アリ感	心音強度が心拍数に 一致する状況が見られる 大便下部充満 精神状一貫	1/4	

第4章 「真下大講」と周辺聚落の相対年代

1. 周辺聚落における土器編年

真下地東遺跡の貝地点からは墳墓のように後尾塚1号、大塚1本が検出されている。又、本調査同時にには、同様な時期の、前輪塚、古井戸、八幡太郎塚、今井塚、立野塚などの痕跡が現在している。そしてこれらの痕跡から後尾塚の墳墓や、同一のものと思われる大塚が検出されている。ここでは、各調査結果を発表の順番として、これらの遺跡の埋蔵的な年代を整理してみたい。

赤堀氏の編年書

上記の遺跡からの出土遺物について赤堀氏の赤堀氏一氏によって編年図が提出されている。赤堀氏は、初期平安時代末期と中期過渡期の間に中で、10世紀に法皇天寿院のシンボジウム、1088年に丹波守・大内守の報文中で該郷の土器類を檢討され、具体的には丁度紀伊國から10世紀前半までの土器類について細に分類を行っている(赤堀)。

この内の七八歳迄の土器類については、まず、

赤堀氏：山越器を強く押しつけ内外面をつまみ出して腹曲を許す
標の目：その筋巻が良い

赤堀氏：上方へ引き上げて腰ナギを施し山越筋巻を許す者。

と書いた標的を行い、これらを山越器といい近畿形態の変遷を「山越・内出・内立」として記し、中期過渡期(10世紀)の系統化とされている。

赤堀氏については、1型：100件後、2型：11-12件、3型：13-15件、4型：16件以上大判群、のように分類されて、北近畿地方の八ヶ郡なども山越分化がすでに認められることを強調されている。

なお、年代記についても次の上手をおおよその目安を示されている。

第1四端(今井伝文)：縦直器は小形の器と時々共存させる逸れ近畿の第1四端
7世紀半葉

第2四端(八幡大1)：畿内系の器(下端)：畿内・西近畿、7世紀後半叶半葉
第3四端(今井伝文)：C型への移行、次第にDタイプを失く、7世紀後半叶半葉
第4四端(以降而之)：D型の出現、7世紀後半叶の後期、立野塚1号から
八幡島・鹿島等、8世紀後半叶半葉

第5四端(日一7)：直筒のみ、腰窓は薄い、下端はこの時期まである傾向も
との坂塚器から小谷傳曰：4・5・6世紀後半叶半葉

以下では、前述の赤堀氏によって検出された各遺跡、年代記に準拠して、真下地東遺跡で検出された痕跡と通についての年代学を検討してみたい。なお、検討の対象とするのは、晩唐の土器類であり、且つ赤堀氏の編年との対象となっている。赤堀氏は土器類の系統上に位置するものである。

2. 真下環塗造跡出土遺物

はじめに 1号位前室の出土遺物についてみてみよう。

1号位出土遺物

1号位前室出土の土器等は、口沿部の輪廓が比較的緩やかで、中や内側乳頭と見える程度であって、周囲の輪廊についてもやや圓い等の特徴を持っており、他の各施縫年に対応するならば、第3段階（以下手に磨・目録と略記する）の中で想えることができる。口沿内面が丸く五種類に属する傾向が顯著なことも該窓の特徴である。第3段階は以上そぞ後起の施縫手跡に設定されている。なお、そのほかにも、小振りの輪廊坪（1）や嘴（文）を持つやや複雑の坪（2），腰高が高く多少の盛り高さの大きい高式輪廊坪と同様の手跡による坪（3）等が出土している。

大窓出土遺物

次に真下大窓からの出土遺物について見てみよう。

真下大窓からの出土遺物は、相場的に上層と下層に分けて取り上げられている。ここでは大窓の年代の上層を想るために、下層出土遺物について簡述してみよう。

下層出土遺物のうち坪盤は、いくつかの時間軸があり、第一の時間とは考えられないが、中でも古い標相を呈し、上層を出すと考えられる遺物（1, 4, 6, 7）は他の1号位前室出土遺物の出発を含むる坪盤に於したとき、大振りなものに質量分布の中心が移っていることや、口沿内面の丸く肥厚する度合が多い等、やや強烈的な標相を示している。坪盤の組成中の位置の変遷よりも、特徴的であろう。施縫年では、やはり第3段階の中で想えることの出来るものである。

施縫相の年代

このように、1号位、大窓下層ともに第3段階として想えられたが、両者の遺物を比較したときにその差は明白で、明らかに1号位前室が古い標相を呈しており、両者の坪盤には、いくつかのヒアヌがあるように思われる。いずれも第3段階として想えられるとはいよ、1号位前室→真下大窓といった関連を認めることが出来よう。

ここで、真下大窓下層出土遺物を真下大窓の上層なり、施縫年代に着目していものと考えた時、（1位→大窓）といった前の関係が想えられる。

3. 真下大窓と墓落

史工組には、半地蔵の脇間に所謂大窓と呼ばれている施縫がいくつか存在する。これらについては羽澤・諸氏によって施縫が考慮されており、各々の年代をどうも整理されている。この中で真下大窓の下層と想定されている施縫は、古河ノ瀬井の大窓は、前述の若狭氏によって想定されており、出土遺物中で占め

心兩作が非常に優秀であるとは言うものの第3回からの遺物が出土している。

真下大通の年代

つまり、真下大通についてはその物説的な遺物は第3回であり、同一の施設と考えられる新松原・吉井戸遺跡の大通についても物説的な遺物は第3回である。なお、先の新松原・吉井戸の遺跡の発掘の出現も同様に第3回からであるが、されば後醍醐天皇が優秀である。新しい遺物がみられるのは、第3回の事からである。

後醍醐天皇の土葬となり、墓から出土する中路は遺物の個数と面積的範囲が特徴的である。ここで、墓から出土された中路の火葬骨を個人物と仮定するならば、一般的にその流入源は遺物取出地の上流域に位置している住居社などの生活場所であって、出土遺物の物説的なものを見て時期の決定を行へ得るとは言ひきれない遺物東流しなければならない。このような点から、あらためて假定して見るならば、大河出水の第3回に該当する遺物は、より上流の例えば真下堀尾遺跡からの記入物であると考ふられた。大通の開闢年代も時期としておおむねよいであろう。ここで各遺跡を暫時に年代順に羅列するならば、

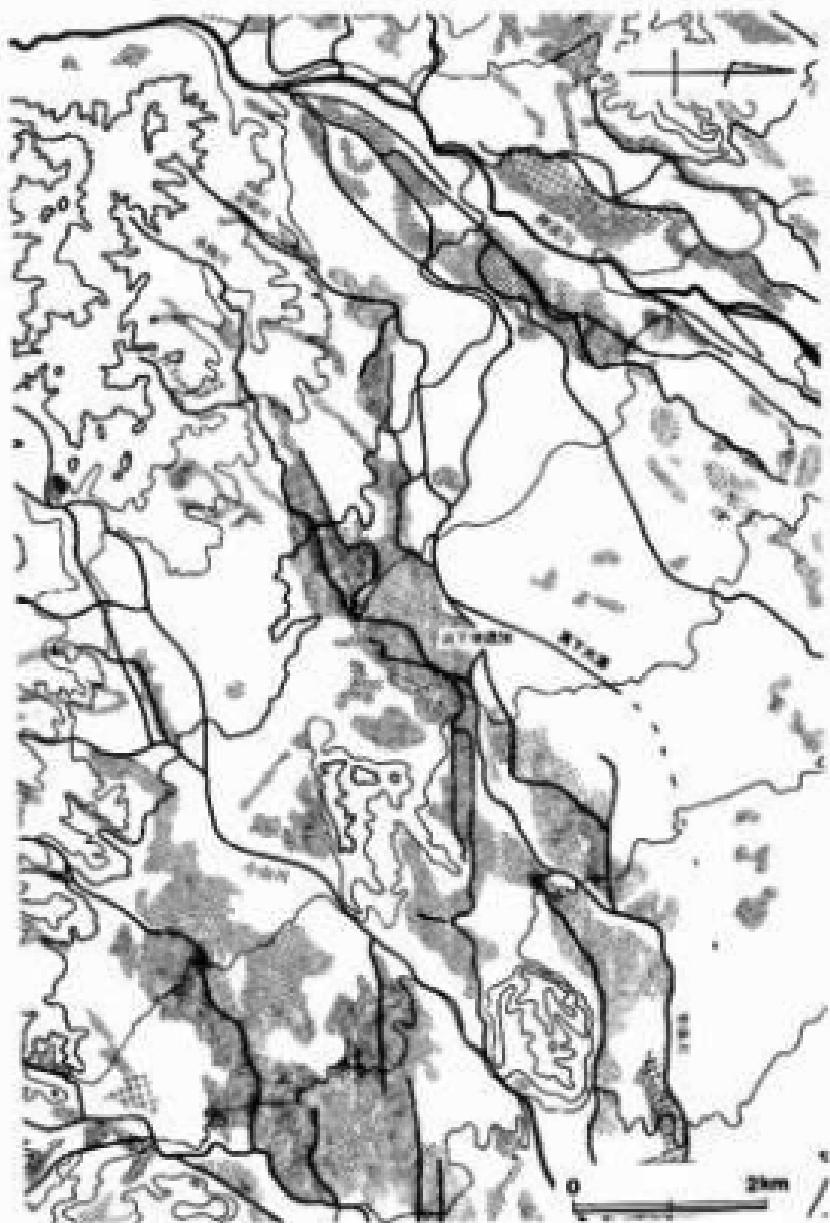
今井戸遺跡→真下堀尾→大通→新松原遺跡

となり、基本的には真下と今井などの施設があり、ついでこれらを繋ぐような形で真下大通が作られた。次に西条城の中央施設で大通より南側に位置したと考えられる。

(大通 遺跡)

施設

- ① 新松原・吉井戸遺跡の出土遺物については、赤坂寺一式に忠切を御教示を行つ、出土遺物断片の機会を与えて頂いた。承知して感謝したい。



第10图 西山大河河口の水系と水深

第V章 古代児玉郡の開発と真下大溝

— 古代用水史と地域開発史の視点 —

はじめに

真下郡開拓の開拓史と中世が初期の開拓は、近年、用水・治水史を軸に復興し、活用の視點がある。しかし、その文脈の軸線を成す「九頭用水」の開拓の年代については、さわめて歴史的な複数がなされており、不肯定を基盤の上で複数的視點が行われているといってよい。このような基本的問題について本講のまとめらの論議に着手する。真下郡の基幹的用水系統である「九頭用水」の開拓を取り纏うならば、この流域の具体的な歴史的変遷から想起して行くことは明白であろう。

真下郡開拓において施設された古代の大溝渠網は、本筋路であると想定され、しかも本筋路沿いに施設された大溝渠網と同一の道筋であると考えることのできるものである。さらに、この道筋は「九頭用水」から取水したものであると推測されるところから、このような地域的な用水史に接続する他の良好な資料であるといってよいであろう。

本稿の視点

児玉郡を中心とする用水・治水については、近年の中世史を中心とする歴史学的視點に対する考古学からの見解を踏まえる必要がある。しかし、地域史に関する研究は、その資料的や転換から歴史的方法が体制化されておらず、現地調査の有効性を理解する方法もまた確立されていないといつてよい。したがって、地域史についての今後の研究は、このような歴史的方法の確立を最優先課題と位置づけなければならないのである。

真下郡の古代用水史の問題については、かつて「古代児玉郡の上野耕作と耕作の復興」(伊藤, 1986)等において問題提起を行ってきた経緯もあり、本筋路で施設された大溝渠網の分析に幸徳寺御塚道路で抽出された大溝渠網を軸めとする近年の見識調査事例を加えて論じてみたい。ここでは、真下郡開拓を中心とする耕作的要因を通して、児玉郡の用水史への接続の試みとして幾つかの問題提起を行いたい。併せて本筋路の用水史の一端を成す「久頭水」の開拓についても検討して行きたい。

1. 「真下大溝」と「久頭用水」

真下郡開拓で施設された大溝渠網は、その開拓路の貢品上に御塚道路で

抽出された大過が存在し、個別の開拓路の指定路線が直線上に重複するところから、この開拓路で抽出された大過路線はこの鉄道と共に連続するものと考えることができる。また、神河町禹下流域道路においてもこれらの指定路線上に連なる開拓路線が抽出されており、直線的に開拓された大過であることが確定される(註1)。さらに、禹下流域道路と竹林原道路で抽出された大過路線からは、年代的にも時間的と考えることのできる土造物を出土している(註2)。1980年以上のところから、これらの大過路線は、禹下川水村迄より禹下流域道路、禹下流域道路を経て竹林原道路に至る直線的な路線をとると考えられるものであり、直線の開拓していた時期の土からも物理全く同一の連續と確定しうるものである(註3)。

大過の名前

この禹下の大過路線に、各々路跡名を冠して呼称するのは間に接觸を勘査するばかりでなく、通路の把握と理解に困難が生じると考えられるため、ここでこの一連の大過路線を「禹下大過」と呼称することにします。

開拓の目的

この「禹下大過」の路跡は、抽出された禹下川の流域や福島町の流域から福島市までの航跡を認めることができるものであり、福島市の目的で開拓されたものと推定される。しかし、この大過の走りに横断的な構成すべき路線が想定しまさきとこれら禹下川流域の水路を考えることは難しい。禹下大過は、その機能していた時代が禹下川流域以降に及んでいたことが禹下川流域に残って確認され、さらにはその性質が竹林原道路の路筋内に残っているところから禹下川流域の開拓時は禹下川流域として機能していたとみてよい。したがって禹下大過は、福島町の推定されるように、これらの地名と直線的な関連をもつているものと考えることができる。かつての福島・古井戸道路の整備との関連において、この大過路線の開拓の目的に排水路の整備的目的を想定したことがあるが、流域内に排水路を引き込んだという状況から考えるならば、流域の生活用水を導くという性質を、無視することはできないであろう。また、禹下大過に付随する技術については、主に生活用水としての目的を想定できようが、技術的確立かできないものも存在するようである。竹林原道路以来の路筋の開拓と併せて今後の検討を必要としている。

禹下大過は、宇庄古地図を範囲するように機能をもっており、この地理上に自然的な水路が認められないところから、その水路が問題をもつ。この大過の水路は、禹下川水を管理する神河町禹下境内道路に直線的に通じているところから、この範囲の範囲上に存していいるものと想定されるものである。この範囲上は、既に福島市の範囲が認定し、禹下深水道路や野村坂道路において禹下川にかかる水路の航跡が認められるところから、禹下川水に沿って整備した水路から引水していたと考えができるものであり、「禹下川水」の開拓

年代や性別を考ふる上で、鑑定を実施を行ふものであるといつてよいである。

鑑定との関係

判斷基準・内井戸遺跡の本所台地に分布する大規模墓群は、全般水没に想して立派し、これらの水没の発現時期と比較的近い時期に墓群が設置されたものと想定されるところから積極的に個々の個体を鑑定してよいであろう。したがって真下大溝は、その直轄的な開墾地やその位置から、墓群の構成や墓型の組合せや開墾の頻度をもたらすから計画的に開墾されたものであると考えてよい。「九種田水」の問題は、直轄で設置したように古式に開墾されたものであり、墓群や墓塚水田と有機的に関係しているものであることが、その後の資料的な增加によって更に具体的な事実で明確にならつるものといつてよい。

鑑定との関係

判斷基準・内井戸遺跡においては、真下大溝の生前に墓群が開墾せず、墓群の設置に関する開墾跡をとつていたことが想定される。つまりこの大溝は、墓群の設置を意識したもの、あるいは墓群に開墾されたものであると考えられ、水道渠から検出される遺物の上層や墓葬附近の古跡から推しても、真下遺跡墓群の形成時期から行進軍道路の形成期にかけて開墾されたものを想定することができる。

八脚寺跡周辺や正野山跡あるいは真下遺跡のように直轄式でも比較的大きい面積を占める大規模墓群と思われる墓群は、真下大溝の近傍にもむかうを見せており、西側・内井戸遺跡や真東の墓群等は大溝の南側に占めし、古い墓群が開墾された跡を示唆する。前者を真下遺跡・次第溝、後者を高岡遺跡・次第溝としてもよい。これらの墓群の形成時期から、日本の古坟時代が既に7世紀中期と7世紀前半から8世紀初期に行われたことを同時に示しており、近隣の丹波町佐野原遺跡等の例を考慮すると、この農耕開拓・流転層の形成は比較的近畿に行われたことを予想させるものである。よくに、行進軍道路の設置には、真下大溝の開拓を前提とする部分があり、行進軍の強い影響の作用と編成を説明するところから、この墓群もまた直轄的に開墾された部分を認めるべきであろう。このような7世紀中葉から8世紀初期に至る間の墓群の変化は、この段階の墓群が作られた墓群に開墾されて行く過程を反映していると考へてよいが、年代確定の標識となる主な物の8世紀の墓群を考慮する範囲にしあい対象を絞れば強いてある。

真下町ト真下地区の北下遺跡地は、近年の歴史調査によって西高麗土器の実際品を含む遺跡遺物が現れる墓群の下に埋蔵されるなど、少くとも8世紀代には開墾していた可能性が認められ、したがって行進軍道路墓群の設置に従事して墓群水田の開拓が開始されている可能性をも考慮しなければならないことを示すものである。内井戸水田中央開墾段に設置した場合は、現在にお



總地圖 地下水道七九號水



九州島の範囲については（佐島, 1984）による

いてこの區域を中心とする奥里水路を運営しているのが「丸瀬川本」であることから、古代においてこれらの水路はどの様に運営していたのかを窺ひする必要がある（後述）。

古丸瀬川本

古代における古丸瀬川本の運営について考える上で、紀上河原山遺跡の発掘調査によって抽出された丸瀬川本に並行する古代歩道跡が注目される（図4）。この歩道跡は、丸瀬川本の西野の高岸上に抽出されたものであり、丸瀬川本の古い側面道路すらも「古丸瀬川本」の運営路線であると推定されるものである。

この歩道からは土器類小鏡片等の出土を見るが、積極的に年代を推定できる資料ではない。この歩道跡が機能していた年代は、出土遺物に従って確定することは困難であるとはいふ。浅間山頂の櫛石の純層が遺構の上部を覆い年代を確定していることに注目すべきであろう。しかし、丸瀬川本歩道跡の推定年を決定する際には必ずしも櫛石の純層に依存する。一定の位置が必須である。例えば太平洋戦争後、紀上河原山の開墾に伴って開拓された灌水路の調査において、該水路の上界から浅間山頂の櫛石の純層が確認されていることに注目すべきである。このような櫛石の純層の地層状態は、この歩道跡の周囲の表土層に比較的多く混入している櫛石が雨水と共に浸入し洗い出されて堆積を形成したという状況を確定させるものである。つまり、1980年〔文昭天皇〕に開拓したこの歩道は、1940年代以前に開拓されたこととの確度を歩道跡の中に見て地層を形成しているのである。この後、1940年以降の年代的特徴があるところから、歩道跡の櫛石の純層によって最終的に灌水路の開拓年を推定する年とする考案は、異常であるべきであろう。

古丸瀬川本の年代

ともあれ、この側面道路で抽出された大溝の跡跡年代は、D標石層に下に隣接する丸瀬川本の表土層を多く含む歩道の跡跡の比較的純粋な土層を採んで歩道の大溝の跡跡となることから、この跡が機能していた時期は古代に属ることは確実であろう。またこの大溝は、その上部に厚い側面道路を積んで浅間山頂A櫛石を含む水田用土層があり、水道跡において抽出されたD標石の純層は跡跡以降整理された年代に形成したものである可能性を排除することができる。したがって、この大溝の機能していた年代は、浅間山頂A櫛石の純層層口下にこれを含む古い地盤生が機能しているところから浅間山の事例は既に述べるものであることは確実であり、櫛石層の地盤も櫛石から著しく年代的差異を有するものではないと考えることができる。また側面道路の上層についても、側面道路の層層である側面道路の裏筋跡を分離してより跡跡以降の問題であることを強調している。このことから、この大溝の跡跡の開拓年代は古代に属ることは確実であり、少なくとも初共康以降、12世紀前頭の浅間山櫛石層の間に東西内に

取るものであるといって過しではないであろう。

この大河の源流は、先の防護堤道路や高下水路で抽出された西子大河の源流が多くの砂礫を含んでいるのに對して砂礫の堆積量は少なくて、計測的範囲された水道を開設する機械が運んでいることに作用しておきたい。一方では、このような機械の痕跡から、この「古九頭用水」の水路を複数に運めるものではなく、自然的な水路からの取水を想定することもできない筈ではない。ここで、荒正条亘水門施設の水路や「古九頭用水」の水路の問題について検討してみよう。

古九頭の水路

「九頭用水」の水路あるいは古代の複数用水には、一般に複数種の自然的な水系である金剛川、赤坂川の水路の流水を利用したと考える報告が多い上りである。しかし、赤坂川による複数は、「新編武藏風土記稿」によると、御谷村では「用水は赤坂川を引ひたが、其走る所は村内の御谷用水等」とあり、御谷村においても「用水は村内に複数を有す。且赤坂川といへる船石川の筋走りあり、通航をして小舟に運び乍り」とある。さらにこの赤坂川複数区域に相当する地区では、赤坂川と複数の筋路によって運航しているとはいひ、粗水は不足しがちで旱魃が懼れ認められることも洋々手べきであろう。また、金剛川以外でも、音觸村において「滅水を有す田水とし、運航筋」とあり、運航においても流域に複数する程の充分な水量があつたと考えることはできない。もちろん、現地におけるこれらの複数の水路を複数に代々繋らせて考えると誤には付かないであろうが、古代における複数用水を考える上での参考にをもう。

「九頭用水」の中世開拓者達は、古代赤坂水路の複数用水を金剛川、赤坂川水系の水路に統合していたものと推定されているが、不記しながらこの水路の水資源を更に豊かし、本筋の性格を有する高下大河を開拓したものと考えることは難しい。むしろ、この大河の開拓する「九頭用水」は、根本的に更の水量の不足する赤坂川、赤坂川水系以外の水資源として、古九頭用水路の継続である神奈川水系の水を引き込んだものと推定する方が合理的であろう。運河開拓工に行って開拓されたと考えることのできる上野下流域の渓谷の開拓を考えるならば、従前の水流量を超えた水路の開拓が高尾水路開拓の背景であると考えるべきであろう。

古九頭の機械

このように考えるならば、古九頭用水の水路は、高尾水路に水を供給する必要のない開拓や水が多く流入する範囲については、防護堤道路等の施設開拓の大河に水を導くと機械の存在を確定するべきであろう。あるいは機械の上りに施「支堤川」に分水していたと推定するならば、この「支堤川」にも放水していたと考えるべきであろう。つまり、この高尾水路に放水する水路を調節する機械が水路開拓に直接関与しない施設開拓の大河に大量の水路があったこと

のひとつの側面であろう。つまり、日常の生活用水として利用すると同時に、福井の開拓地を更に上層水路的機能を有しているところは、直下大溝と古九郎用水に開拓する開拓水路網の特徴があるものと推定しておきたい。

2. 犬玉郡における古代用水史の視点

犬玉郡における古代の開拓を考えると、『古九郎用水』の開拓は一つの大きな課題であると言えることができる。この用水路の特徴と、當時の設置や他の施設がほぼ近い特徴に行われていることは、この用水の開拓に関する古墳時代までの水利と連絡の問題に大きな変化をもたらしたことを容易に予想できる。ここでは、この古九郎用水の開拓が誕生する問題について考えてみよう。

開拓の背景

序説編・内井川通路は、盛唐期に最初に設置された農場の開拓を中心とする「新羅村役」ともされる共同的設置にかかる事項であるけれども、この事項に着目するよりは、足羽河畔・内井川通路沿い・中直下越東夷跡跡の直后・平安時代の初期的人類遺跡を発掘研究が、若干の空閑地を保ちながら本庄盆地の耕地地に隣接する開拓部を中心と増殖している状況を認めることができる。新羅郡・吉野が初期の農場分佈地と並行的に時期的に開拓の進展はこの地域においては一貫的なものであり、實業開拓版に西留された農場が西留焼き田たようを形成を示すものである。このような農場の急速は、農場の内に隣接して広大な共生水路を開拓しているところから、この共生型水路を施工しその範囲を管理するための作所であるト考えるとより確めて合理的に認えられるものである。

この度て農場の施工は、過渡に開拓する「古九郎用水」の開拓を前提としていると推定され、新羅郡・内井戸通路や、直下越東夷跡の農場の設置を整備であると考えてよい。また、直下を本庄白糸跡跡通路に隣接する大坂塚古墳一円分野の農場跡は、史の直下大溝を一つの底盤に設置されたものであり、此處を共生用水の施設がこの時期の大規模開拓が大きさを強調であったと考えてよい。つまり古九郎用水の開拓は、水路の農耕用水を確保すると同時に、共生用水の便益のための相手と相手の耕種施設を有する直下大溝と有機的連携をもって開拓されたものであると想えられるものである。

開拓の実体

古九郎用水と直下大溝は、早に開拓地あるいは在地農夫層の能力を發揮に開拓されたものであるとすることはまず、施設の開拓地のための生産力の増加と出港の安定に開拓する便益を伊セモっているところに、一般農民層を耕種の効率化として動員した便益があると想えてよい。古い歴史からば、從来の農耕地的効率を再確認するような影響による開拓を想起することができよう。

古九郎用水の開拓工事は、開水の根継と區域山脈を越えるならば、ひとつは耕種地の形成に開拓するような場所に記される施設のものではなく、古九郎用水

の侵蝕過程の性質に関するような幾つかの実験事例として施工されたものであると考えられるところから、研究事例の立場の過程に関する事例であったと考えることができる。この事例を理解する背景には、伝統的な概念である地盤表面の侵食する作用の過程を漠然と認めたものであると同時に、日本の過程方式が自然水系の机制を簡便に川水を理解していくことから考えるとならば、実験的立派な技術の根柢と理解を前提にしていると推定されるものである。

川水の実験

もちろん対照的にかける実験箇所内では、高尾町付近の高尾路（青梅路、1970年）に認められるように直線河川様の地下水路が現れ出され、比較的大規模な土木工事が行われたことを窺うことができる。しかし、施設されている過程は、西御町地蔵原・石野川連絡（左岸、1970年）、高尾路前手で埋没する情況が認められる。また、鬼高頭原手の高尾路は施設内が膨張であることにも注目しておきたい。このことは、半径半径の点であると考えることもできるが、鬼高頭原手での見開きの強い谷筋の縮窄力が既存している傾向を認めるよりも適切に検討をあわせなければならないであろう。ともあれ高尾路までの過程は、自然的水系内の水資源を調節するものであり、この水路を越えた開発行為は既存の範囲及び範囲においても認めることのが難點である。これに対して「丸山用水」は、西御町側を借りて神代川から引取するもので、基本的に自然的水系を借りた灌漑方法であり、耕作地に、赤松用によって開拓された広大な冲積地を造成するための地下水路である点に注目すべきであろう。したがって、範囲の範囲的範囲の範囲を含む、流域的範囲に認める大規模な漏水であり、動作が一つの機能群として機能するものであり、小堀川地帯の河床を越えたこの流域的さで川水の走行の大工夫であることに注目すべきであろう。

丸山用水の問題

つまり丸山用水は、既存にかける地表層に影響的なる影響の範囲範囲に認められる小堀川による開拓や、古清野の範囲を営農するところの開拓範囲を越えた侵食力の結果として水を運んで計画が実現されなければならぬ。神代川から漏水を抜き下げるながら開拓される必要のある事実の場合は、あくまで施設半径の分離範囲の場合には複数の事例のお話を想定しなければならない。

このような事例は、それまでの開拓範囲や技術的背景等から施して伝統的な各種的構成の間に実施されたものは考慮難く、或はその伝統的技術の過程が無い面ないことから範囲的内での技術的範囲の過程で以成されたものと考えることも難しい。このことは、歴史的な技術的な操作力を肯定し開拓されたことを想起させるものであるといつてよいであろう。丸山用水は、源に右端面高場を政治的に確立することによって神代の体制に変化したとするような草稿を観察では、この地域の構成的過程は理解し難いであろう。丸山用水の開拓に認める方針構成は、単に開拓の地域的な能力によって選ばれた式では

なく、また施設の運営の位置やその機能も既存のものとは考え難いであろう。この時期に、社会的立場あるいは土地所有の問題に関する地盤的な伝統的問題を重要が抑えられたものと考える必要があるだろう。「丸岡用水」は、も確約を占取者等の権益する土地を直接適用するための選水路ではなく、河川敷の管理に関する共同的の権利性格を有する治水工事であることが明らかである。土地所有と土地の占有主体を理解しつつ、伝統的地域的構造を踏襲、再構成する上での地盤をこの過程に読み取ることができる。

丸岡の整備

このように考えるならば、丸岡用水や大瀬の開拓地の公的性の高い公的の整備は、根本的に「單純」問題の範囲を超越させるが、このように公的整備を導く上で、伊那原もにおいて施設の実施が定まったとされていっていることも註目してよい。しかし、前半段の比較も七箇の施行と相應に成り切れている以上、畢竟ニ今日的な十箇目の分野の水準で見ても具体的な歴史等に影響を及ぼすのは実質的に過ぎるであろう。ともあれ、「丸岡用水」の開拓に詰められるようを第一義的整備の方法の導入は、従来の水利を含めた地域的を共同的に大きさ変化をもたらし、土地所有の形態と占有の形態の変化の一つの形態となるものであるといつてよい。

この地盤における水利・水路の平地化は、真下大瀬の開拓地の整理の過程に伴って徐々に施設が整えていったものと推定される。翻って、この平地化過程の変化は、果たして大瀬の現段の問題としてではなく、むしろ生活開拓や排水、本筋の灌漑方式の変化として、この過程の背景に潜む歴史的構造に注目すべきであろう。

大瀬の整備

この段の変化は、真下大瀬の開拓を構成する個別の小平成開拓の性質間に分離しつつ、「丸岡川」によって形成された自然地形上位に開拓が整備する構造との関連に註目して分析すべきであろう。この間の過程から、一方では真下大瀬の開拓の「分離」と解釈によって、本筋の地上における真下大瀬の生息開拓としての必要性が著しく強調し、人頭賦物の田割のひとつが設置したことなどが想われる。またこれと同時に、この時間に新たに開拓されたと予想される本筋の開拓に開拓用の不足も考慮する必要もある。この場合には、「丸岡用水」を水源とする水路の開拓による灌漑を行う水路の整備が行われたことを示唆しているといつてよい。つまり、既成の灌漑水路から引水し開拓することが問題であり、必要な水量を確保するためにはより近年的な水路の整備が必要であったものと考えることができます。このようす、真下大瀬の構造に認められるような従来の開拓水路網の流れは、急便水出の灌漑を主とする慣習的な灌漑方式の面倒を避けるものであり、私道山等の個別的灌漑を行いう自立的な小耕者の出現を暗示するものであるといつてよいであろう。

以上のように、「丸下丸湯」に認められる複数種水の複雑施設をもつたるより、本山温泉の泉物の水質層を台地上の水路に開示して複数水に繋がるといり、泉物の複数とは両想しない多目的的複数水利用は、私設開拓者に開むる複数種水の複数行為の操作によつて、その水體の不足を押へてくることは充分予想されてよい。またこれと同時に、既存層に自然地理上や丘陵層の・這の上地に近接的に位置する複数個の泉源地盤は、既開拓に形成された一定領域に限制する泉源地盤とばかり見なしたる複数形態であると想えらるるものであり、この間に社会的な関係に変化があつたことを察対させる。

既下丸湯の複数による水城の減少は、既に本山台地上の古代遺跡からの移住が既下丸湯の遷移に先行し、埋没が確々と調査したものと推定されるため、白蛇生忌者の生理理水の手足に皮膚筋び付かず、むしる開拓的にではある既開拓に形成された泉源の輪郭を促進する方向を有したものとして評価すべきである。

水利権の變化

「丸湯川水」は、既下丸湯が開拓したものとする考案が丸湯川水研究の定説になりつつあるといひ、この用語がこれらの各施設上層の底層に施設していることと密接かし密接である。つまり、大方の複数する丸湯川水の複数主体であるところの既下丸湯が開拓したことでは、既湯の「丸湯川水」の所有権や水利権についてであり、この点についても既下丸湯の複数理水と水利権の複数の影響として、水城の意識との複数を伴つたものであつたことを考慮しなければならないであろう。既玉造既下丸湯が水利権を獲得して行く過程は、流域社会において律令制を復興を復興し、農耕地主層、在地領主層としての階級的範囲を越す両争の結果として認識する必要があると考えてよい。

すでに見たように既玉造においては、既玉造・吉井戸既湯の複数層で認められるように、19世紀中盤ごろより急速に農耕地に形成された農地の複数が操作し、神代地内の既玉造地上的区域で操作した部分を認めることができるが、豈れども既玉造する既玉造既湯この同一の区域に既玉造と既玉造主層と被認される複数が出現することは、既玉造の内側と既玉造主層の既玉造の複数が既玉造の内部から出たものであることを示している。

中世的風潮

この複数の基本的な変化は、既玉造の既玉造層が複数的開拓と既玉造主層の複数的開拓から、個別的小經營を行つ複数へと起動しつつあつたことであろう。しかし、このような既玉造の既玉造層の出現は、必ずしも円滑に既玉造主層へと既玉造する既玉造を準備したものであるとすることはできない。通常用水の水城が認定されている既玉造では、小經營の束縛としての既玉造層の所有する水城へ通常用水を確保するための最もしく開拓を繰り返す場合においても、最初の初期的な既玉造から水を引取する必要があつたことは既玉造の構成から容易に推察され

よう。私蓄田整理を行なう農業者が、水田灌漑の用意地に開かれる伝統的な水利権利と「公水」の農業からの影響を防ぐために組む、伝統的な神社・祭祀に支えられた共同体的の組織を復活し、自らの經營する水田の農業にかかる水利権を総合的に調整させることが大きな課題の一つであったと考えてよい。農民的組織を基の内部から施主層への階級的配分を同一の資源三法、「公地」や「公水」の農業をもつて共同体の取扱いした公地であるところの農業から、完全に經濟した農業經營の相撲を取らなければならなかつたと考えてよい。この構成は、一方では、中央貴族との権威競争による在郷における実質的經營者たちの組織であり、他方では伝統的神道である施主神社の開拓近隣への耕作を行うという新しい階級的共同經營の形態と手可作の耕作を成していると考えられるものである(註1)つまり、何等かの形態で公地を囲い込んだ農田内耕作小團が、公水の農業から離脱するための組織的支柱として、自らの努力の周辺に施主神社を整備したものであり、これによって古代的な公水の農業からの移行が望みられ、私蓄田整理に開かれる水利権の操作によっての正当性が付与されたことによって、社会的に認知された事としての土地の所有者が形成したものと見做しておきたい。

九頭の御宿場

施主神社の分権化が、施主領主の領内内面にあるのではなく、それに隸属する地区に存在すると確定されることから考るならば、有力農民層(小穀富主)も一定の勢力をもち得たかも知れない。しかし、実地的な中下級土著は、階級的構成を有する施主内農業が保有していたと考えられる九頭御水の水口に約束して水利権と經營権に開かれる共同の利害を確認することによって施主の組織を確立したものであろう。

農業の分野

このような結構における水利権行使は、流域全体の農業のための水許等を握る側面があるにせよ、兎頭部全域を擁護するために調整された九頭御水の範囲と根本的に異なった施主の間に配置していたことを個別に考察すべきであろう。つまり、土地所有形態の変化は、伝統的な灌溉方式における共同性とは裏腹に、風土分散的な灌溉形態へ移行する側面を構成するものであり、開拓の「公水」の農業にあって隔壁・配水されている理済水系統の操作によって多様な形態を経こすものであると觀察される。分離された灌溉方式は、傳承された施主構造によって調整されていた部分の農業を引き継ぎし、あるいはまた統治的・権力関係によって代継続を生み出す面があったであろう。

このように考えるならば、中間にあける配置や排水法、この灌溉方式の分割の傾向に據って最も起きた部分を認めるべきであり、水道設置についてもその歴史的背景について再検討すべきであると考えてよい。

3. 「久城水」の形成と水害史の複数

福井盆地を穿する和田谷地の標高部において、集中豪雨時に本庄市今井付近を中心、「久城水」という直流水の過剰による被害が発生することは既に古事である。ここでは、その直流水の過剰のあこる過程を理学的に検討することにしたい。久城水については、「本庄市史」(本庄市文化部編、1980)等で往々それ詳細な記述と分析が行われている。しかし、この久城水の発生については自然の小流域を対象として扱われられており、直流水の成因としての理学的な立場による構造の変化と、その歴史上で蓄積した複数に触れていないといつてよい。

考古学研究における直流水の成因については、前説からによって該流域を中心とした事例について検討されており、直流水の構造が最も多く提示されている(斎藤、1994他)。ここでは、東北地方における直流水の一つの成因について検討し、手筋の地質理学における問題を整理しておきたい(注1)。

地盤構造の復元

足尾町西下地区の古代墓塚群とその構造について考える前提として、まず古墳時代の背景を一瞥しておこう。西下地区における最里層以前の水田の構造の特徴は、古井川流域で開拓する足尾町平原流域、毘鄰遠野(注2)や駒ヶ根町における水田耕作土層の堆積事例によってその概要を窺い知ることができる。駒ヶ根町における古墳群と盆地底の最高点は、平原流域、毘鄰遠野での調查事例によると約1mあり、中庭台地層から耕作段の谷が窪みも開拓されたようにならんでいる状態を呈している。この盆地の右側に近い部分については、河床段及びその直側では水田として利用されていた範囲は認められず、既設河床質土層と砂層一起が幅を狭めながら延びる。東洋(カミナ)段の年輪層を示す(注3)。このより左側の層構成から推定するならば、おそらくこの右側付近の最高層は埋没しているようより上位であった可能性が高いであろう。また、この層構成の層構成の基層の岩とや堆積物の粒子の状態から推定するならば、この区域の水田は比較的高く、河床の堆積物の量が比較的豊富に認められていると考えることができる。このような景観を呈していた時期は、少なくとも初期武家の多量の宝物品を含む土器の層構成がこの谷の範囲に近い部分に存在することから、耕作層を含む時期であると考えてよい。したがって、この区域は、直流水には深い盆地のようを運営地盤であり、この谷の下流域に水田が開拓されているようを意識であったと考えてよいであろう。この谷に認められるよう直流水状態は、自然的に形成されたものと考え難く、堆積作用等であつたと推定されるものである。このような河床を施設は、その部分の水位を上げさせる上昇時に、上部の堆積を運営する働きがあることにも注意しておくべきであろう。ともあれ、この時点における地下水位は、標高の右側より約

1m 程度程度にあったものと見做すことができる。

前章に於ける水田は、この施設網を基準から測定すると、本庄市地圖からの小さな谷の渓水を利用して沖積地底凹部を灌漑していたものである。水田が谷の部分にまで達することの多い小規模なものであったと見えることができる。これ以外にも本庄市・丁門通路（高津村方面、1930）においては、新潟県の高萩通路が輸出されているところから、沖積地の中高層においては伝統的な水田より引水し、あるいは谷間から小規模な水田を灌漑した渓水を迂回利用する灌漑の形態を想定することができよう。ちなみに、荒丘地帯の自然的条件である水郷田や水郷地にある灌漑は、先に見たように連年までその水田が被覆できなかったことを考るならば、少なくとも現在より小さな面積に相当する水田を想定しなければならないであろう。したがって、むしろ沖積地底凹部においては谷筋等の渓水を貯水し溉灌することに従事して、鬼高周囲には既に伝統的水田の開拓まで開拓が進んで行った様を想定すべきであろう。

鬼高周の農耕

鬼高周の勞働を推定する上では、先の各領域において標高山二ヶ所の開拓に伴う跡地であるが、あるいはドアと考えることのできる丸山野崎畠地（アツマ）の耕種跡上にも水田跡跡上の認められることに注目をべきであろう。したがって、鬼高周の勞働は、谷郷付近まで開拓され、陸地に沿って水田が開拓しているような状況であったと考えることができる。しかし、平塚通路や西向通路の鬼高周の標高地の灌漑地は渓水層に面を附し、これに便りて粗略開拓手順より水耕耕作が輸出されるようになり、この区域においても鬼高周を口渓源から鬼高周の土耕開拓が施された比較的幅広の大きい農業通路が輸出されている。この時期においては、水田畠が春苗よりも下に春苗するとはいえ、鬼高周のような風景占水面と水田畠の比高差は解説を貢づつあったものとみてよい。

このような、古代における農耕の歴史を理解するには、各地域の階層的な開拓による土地の侵入と共に、通路沿いの整備に伴う人為的な高水堤の構造による、農業耕の區域に特有する以上の階層的な構造という事態が想起される。また、水田の小区域によって渠水を留めていたと想定される鬼高周の水田においても、谷郷外の段位によって、通じず平面化する内部を留する上面の構造が促進される。このような水田の構造は、生産物の高い比較的高い同一水準の灌水面積を確保する水田を形成する一つの重要な特徴であろう。

ともあれ、蓄積を渓水と不定期な流水に依存する谷の水資源の利用は、貯水する事によって比較的安定した灌漑用水として利用することができるとはいえた。但し、貯水を実現することは困難であり水耕耕作には必ずしも適合しない。しかも、先にみたように谷郷と河床地の区域の建設が進行し、鬼高周後半には谷郷に谷郷の渓水を中心とする灌漑用水の範囲がより広がったこと

とが検定される。

地下水面の変化

古代魚塀水問題の中、先にみた各種論において河床面～最高潮に認められる水位を観るようだ。その上部に形成されている様子を窺うことができる。このことからも想定し得るようだ。荒毛海岸の例では、海水面との差異の区域において海面潮位上昇的であった程度の海水による海水浸水を認めたに違いでない。これとは別系統の水路である「古九頭龍水」に則って検討されていることに注意しなければならない。古九頭龍水は、沿岸の過日朝おき潮層下に今日の本用田層に比較的遅い範囲に水没層が検出されることから考えるとならば、今日に比較的遅い水位を確認することでのある施設であったと考えることができる。自然の水系を改変し、神道場から取水する古九頭龍水の開拓は、自然の水系のもと水系の調整機能を喪失させものであったと予想されるものである。しかし、先にみたように海水防護の立場においては、生活用水の確保を主目的とする「地下水調」の開拓によって海水層の調整機能を確保していたものがやむと検定することができる。

この問題には、主に検定したように「九頭龍水」の水资源を利用して海水潮汐を基本とする実際と対比が行われる。基本的に水田の灌漑用水は、溝渠網に設置する方が望まれるため、先の各の灌漑水は必須の存在ではなくなり、安定した動作を行うために現水に舟耕作試験まで適用させるものも認められる。このような灌漑用水の設置と最低水位の整備の結果、地下水位が上昇し、耕種時に認められたような耕種地への海水の記述する決済が完全に遮断される。しかも水道として開拓された区域においては、このような水害から守るべき整備が歴史的に実現して行く。この水田の整備と流域による一定の水位の上昇によって、本在地地上における砂防機能は著しく低下していく点に注意すべきであろう。しかしながら、この人工的な海水防護は、整備においては島下大堤の堤つ壁水橈頭によって一定程度遮断され得るものであった。

久保水の形成

島下大堤の堤頭は、その海水に照らす側面の機能の一方を「水堀川」が果たし得たといふと、本在地面上の排水機能の欠手を大堤への浸透に成むる傾向を抑めるという機能を發揮した。すでに、本庄内耕作試験の小堀井行は確認し、しかも水位は人為的に上昇が調節されていた。耕作時の海水に排水場を失い、舟運上の迂回的流れ部分に浸透した地下水が、半堀内地の扇状地の特定区域から排水する。久保水の発生である。こうして排水した海水は、舟運上の排水を盆地等を形成する堆積地に沿うように地下下する。

久保水の形成については、このように歴史的に形成されてきた概念を認めることが出来るといつてよいが、地理あるいは地質等の自然的な基礎をもつているということを認めることが不可ではない。

久城水の流域

市内各地上に認められる久城水の流域となる盆地層の形成について考える上で注目すべき点は、本市市街道路沿線の初期層の地盤がこの盆地層によって構成されて存在していることであろう。つまり、この久城水の流域となる緩い盆地層は、既存層において層に形成されていたと考えてよい。したがって、既存層にはこの盆地地盤に蓄積した表流水が地下する場合があったことを想定する必要がある。既往研究の取扱いには、既述地盤層の地質に関するものと考へたいであろうが、久城水の流域においては必ずしもこのようを想定せねばならぬ。ローム層の発達する流域も多いことは注意されねばならない。ローム層は既存層においても流が比較的長い時間から層間に認められる例題においては、盆地層が形成され盆地の地形を認めることが一般的に認められるといつてよい。久城水の流域とする盆地層は、盆地層に小規模な河谷が存在し或は盆地に堆积が存在している場合も考慮しなければならないが、長い時間からの形成である場合においては盆地のローム層は確認されていると考へてよいであろう。少なくとも久城水の地下する盆地層は、ローム層発達の急峻にかかる区域が主であることは明白であり、元祖的長い時間で出現したものであるということは充分予想されてよい。しかし、本庄盆地の盆地層発達に相当する、盆地層の形成過程と盆地の形成について「中庄歴史」において簡単に説明されており、久城水の流域においては比較的早い時期より盆地の地形が形成していく可能性があろう。

たゞあわ、本市各地上の盆地層の形成は、古墳時代以前から起りた現象であると考へてよいが、所謂「久城水」という本庄盆地層となる基層には、先づあたり上位に水田と灌漑施設や河岸堆積層の歴史的な層構を経て、その層構の変化が開始したことは認めざるを得ないであろう。

河川や地下水の流量について我々が一般的に考へて認識しているのは、流量の絶対量の観察である。しかし、このように考へれば、「久城用水」の流れに沿って認められ、支流川に河水を導かない他の水系が環水内に進入したことを見出せている。このことは一言では、神通川からの取水までの環水方式の運行を考慮しなければならないと思われる。環水の調節機能を有していた筈で久城の盆地の開拓との関連を積極的に評議する必要があり、また環水流域内における歴史的な取水の不均衡の問題を検討しなければならないであろう。中世的な灌漑技術の運営方式の歴史は、古式的な河川水の水流の移動となり、これが而して真下大溝も運営して育ったことは、久城水の形成と用水権における影響を復元したものであろう。

古代荒玉郡地域に居住した住民の開拓と改進の歴史的な努力は、手作の調水し導く水路網を結んで、高層地下水水位を下削させた。地下水の基礎的性質は水位の上昇を伴う。既往の域では本庄の干拓をもたらす排水路の開闢を復元として

いる。天下人との対比は、島嶼思想と海水の利用形態の変化を契機に書き起こされたものであろうが、この配置、自然的基礎を有する地形に沿って久遠水に詰められるような海進水の過度による災害が記述された。

久遠水は日昇熱を経験された水利技術外の、比較的半独立の個別な手稿に集中する傾向を有しているが、近世における本底層の範囲と共に災害として想定するようになり、久遠風を調査することによってこの災害を記述するような論議を形成したものであろう。

地域史の視点

地域史研究における用水史、水治史の研究は、歴史的型態と問題や関係をもつてることを長編的な手稿で検討することから始めなければならないものと考えてよい。我がみた「久遠水」は、一方では特徴化に伴う台地開拓の過程を考えることができるものであるが、他方では、海水に開拓する勞働の歴史的な実験が付いた災害であるとすることができるものである。自然地と人為地を徹底と分かち、環境に開拓する歴史的な勞働を確認する歴史は、地域史研究の重大な課題を示唆させるものであろう。地域史が歴史として整理し得る範囲の一つは、このような歴史的劳働の形成史であり、歴史的「同一性」を自然的基礎と歴史的資源の合力として把握する方向が試行されなければならぬであろう。久遠水もまた、「自然」と「人類」の相互作用の體象としての久遠水開拓の過程による環境の破壊のひとつである。このような災害は、農耕地を逼迫し止められたり、過度の漁獲であるといってよいであろうが、地域開拓と地域史の歴史的形成がここに表れていている。久遠水は、自然における寄託した水系の改変による災害のひとつを表すものであると考えられたものであろう。

ま と め

ここで、本書で検討し得た内容を総括すると以下の通りである。

- ① 高下運搬流跡で検討された大島通路は、内陸運河跡や高下運搬跡で検討されている久遠通路と同一の道筋と考えられて後代の著者の解説にかかるものと鑑定されるものである。「高下大通」と表示する。
- ② 高下大通は、古九頭龍水や魚干水原と密接な関連をもって調査されたものであり、引程船通路等の他のものと並んで久遠水の調査範囲を擴張もつたものであると考えることができる。
- ③ 久遠水論は、この範囲における伝統的の權威と技術力のみに限って施されたものとは才と難く、より上の権力による産業社会の影響を想定させるものであるが、地理の再生産と生息の変遷に開拓する労働者有していたところに一般農民層を勘案した歴史的基準があると考えることができる。
- ④ 古九頭龍水の問題に詰められるような久遠風で統一的な問題の方式の進入

は、従来の水利を含めた施設的な指向性に大きな変化をもたらし、土地所有の形態と占有の形態の変化の一つの特徴となるものであるといつてよい。

- (6) 地下水漏の問題は、豊水の豊富との矛盾の過程をはらむ私有地統治に関する過剰地下水の種類のための個別的問題とともに、公的的な地下水の種類に関する問題をもたらした。
- (7) 久城水の形成は、自然的構造を有するものであるとはいって、古代的な地下水の種類の変化と過剰と多量の蓄積による地下水面の上昇がもたらした現実的災害であると考えることができる。

参考的考察

茨城県における土地利用の変遷については、近年井上尚輔氏の説解(井上、1986)が発表されたが、中村(鉢木、1994)で紹介した歴史と法的問題の内容であり、その変更を追るものではないと見做されるものである。しかし、序文題の考古学的観察を井上氏の指摘のように單純に歴史的に捉えるならば、我々は歴史学者に対する地域研究の復古する事項の批判力を失い、考古学研究の問題をも問われることになるであろう。所謂「歴史考古学」は、近年、数年後の北洋に歴史的影響を及ぼす傾向を読みとることが出来るが、この傾向を持った近年の歴史学上の事件を歴史学と比較する方法に移行しつつあるようにも見える。歴史考古学において考古資料の研究年代を確定することは必須の問題であることは言うまでもないことであろうが、無差別に歴史学上の事件と結びつけるならば、考古学者は永遠に歴史学の物語から脱却することはできないであろう。

中世史の地域研究においても、茨城県地域が近年最も多く取り上げられており、中世文書の缺少性を視地図によって更にしようという趣旨を認めることがある。しかし、盆地でしかも考古資料を中心に調査するものにとって、これらの中世史料質の深刻な整理構成の立場の問題になっている基礎的事実関係に多くの疑問を感じるものである。事実関係をよりの論理に引き付けることによって先の理論的傾向が成されるなら、地域研究はますます地域から距離しつつ中島の研究から手離れる事象を適合させるという特徴となり、歴史研究の問題の複数を理解する方向を示すことはできないであろう。

地域史研究を極めると上では、茨城県の今日の景観が日本の水利の調整や諸地の種類の変化的に連続した歴史あると見えるとともに、今井は開拓された歴史的景観を考古学的手法と機械に各時期の特徴に分離するという地域史研究の方法を紹介して行く能力を誇るべくではあるまい。本稿もまた、個別の理解の範囲内に収まるものであるとはいって、歴史学、水力学を基盤の変化を通して統一的に捉えようとするひとつの読みである。

(野中義典)

緒

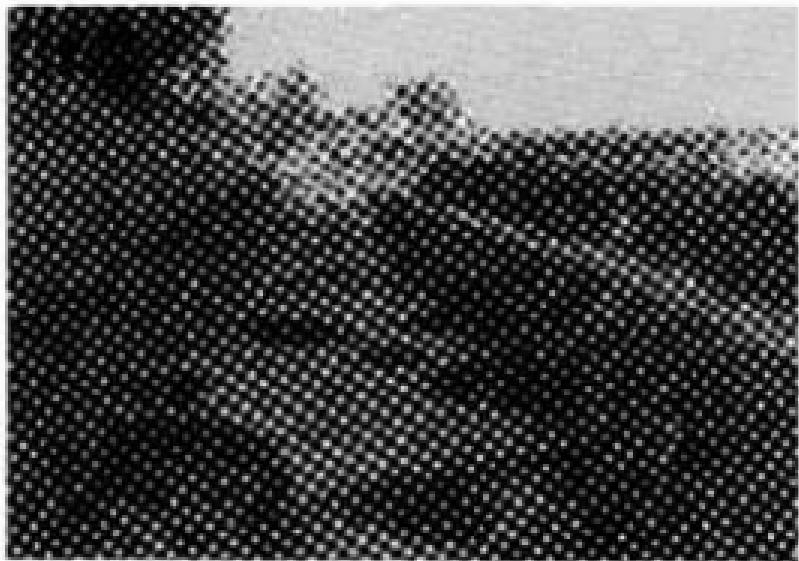
- 1) 神川町高下瀬路道路は、1987年神川町教育委員会によって実態調査が実施されたものである。高下瀬路道路については、調査担当者の田村誠氏をはじめ福岡県立の有志で懇切な御教示を得た。
- 2) この点については、野瀬謙氏の論考（吉岡、1998）がある。
- 3) 「丸郷田舎」中世地盤説を中心とする研究史については、別冊「丸郷田舎の歴史年代」（鈴木、1988）において触れるところがある。
- 4) 「丸郷田舎」の発展時期は、田嶋（鈴木、1988）で推定した通り、近世の農地開拓を底流に上って古代に遡ることが想定になり、さらに農地開拓を年代の推定ができるような資料が整理されてもうといつてよい。したがって、従来の小遣書地盤説を基礎に実證されている調査者は、何事かの訂正を余儀なくされるものと考えるべきであろう。
- 5) 高下町瀬路道路は、1988年高下町教育委員会で実態調査を実施したものである。なお、瀬路道路で採用されたこの古丸郷田舎の道路は、國場地盤説においても感嘆されずに残されたため、今後の調査において、有力な年代確定の候補となる遺物が確認されりうるものであろう。
- 6) 善吉家からの「計画経緯」の分析については、高橋一夫（吉岡、1998）、利根川翠庭（利根川、1988）等がある。また、これとは別の視点から分析されている丸郷田舎を中心とする「第二次新的風潮」等の問題提起（飯豊恵、1990）を積極的に評議し歴史的に再検討すべきであろう。
- 7) 高下町社ノ内道路については、1988年高下町教育委員会が調査したものである。なお、調査担当者の田村誠氏の御教示を得た。
- 8) 高下町の既とされる古道と土地利用との関連関係については、「高下郷民地とその歴史」（鈴木、1988）において触れたところがある。また、丸郷田舎における青森御手取の移入への地圖神代の歴史については、「古代丸下郷における土地利用と村落の変遷」（鈴木、1988）において触れている。
- 9) 鳩原純夫氏を中心とした高岡山の1988年（大仁元）の爆破による跡滅による被害は、従来の公認に大きな打撃を与えたこの土地を開拓することによって、私的土地所有者が造成したことが推定されている（鶴原、1998）。しかし、足下郷においては、この特點での開拓による被害は、上野地域の被害と比較するとさほど甚陬であったと考えることができ、上野地域の開拓を適用することはやや疑いであろう。
- 10) 高下町の平塚道路、福島道路についても、1987年高下町教育委員会で調査したものである。

附録・参考文献目録

- 赤堀の一也 (1980) 「村松庵・古井戸」, 埼玉県郷土文化財調査事業報告書 第11集
井上尚志他 (1980) 「村松庵・古井戸」, 埼玉県郷土文化財調査事業報告書 第11集
井上尚志 (1980) 「七世紀における豪族の構造とその背景」, 「埼玉県史研究」第20号
村瀬 誠 (1980) 「村松庵・古井戸遺跡の丸庭について」, 「村松庵・古井戸—昭和史時代編」, 埼玉県郷土文化財調査事業報告書 第11集
村瀬幹夫他 (1979) 「下原・源氏」, 埼玉県郷土文化財調査事業報告書 第10集
駒立史綱他 (1979) 「源平下・駒立史」, 埼玉県郷土文化財調査事業報告書 第10集
佐藤忠雄他 (1978) 「坂本河内跡跡の調査」, 向原町教育委員会
佐藤忠雄 (1978) 「大字長瀬跡・西堤北塚跡」, 四街道町教育委員会
雪舟道元 (1980) 「令和元年御所跡調査報告」, 雪舟町教育委員会
秀谷透之助 (1978) 「日の高處跡発掘調査報告」, 安曇野市教育委員会
秀谷透之助 (1977) 「足見戸遺跡発掘調査報告」, 安曇野市教育委員会
新中島勝也 (1980a) 「古河通跡跡」, 古河町文化財調査報告書 第12集
新中島勝也 (1980b) 「古河・城の内遺跡」, 古河市役所遺跡調査会
新木徳理 (1980) 「古代足利城における土地利用と村落の変遷」, 「鎌倉越後守・足利河文化遺跡調査報告書」第4集
新中島勝也 (1980) 「古代足利城における山野の問題」, 「植・人頭税」, 古河町文化財調査報告書 第12集
新木徳理 (1980) 「古代足利城における水路調査と水路沿岸」, 「枕山城跡」, 熊谷市郷土文化財調査報告書 第2集
新中島勝也 (1980) 「阿佐生式館とその周辺」, 「中畠遺跡」, 水戸町遺跡調査分報第3集
吉川義利 (1980) 「坂道」, 坂下駒橋郷土文化財調査事業事業報告書 第10集
宮田利夫他 (1980) 「文野跡・八幡光洋南・御野大神南・今井道跡野……丁目・高畠川・福沢」, 埼玉県郷土文化財調査事業報告書 第10集
尾崎 信 (1980) 「新田町成立以前の人々の生活」, 「新田町史」, 第四章
鈴置 勝也 (1980) 「坂本河内跡の発掘とその背景」, 「坂西」, 駒立春野・坂
長谷川泰 (1980) 「北兵衛道跡発掘調査報告」, 本庄市教育委員会
猪口進輔他 (1980) 「跡地」, 埼玉県郷土文化財調査事業報告書 第10集
猪口一裕 (1980) 「東高麗通跡跡発掘調査報告」, 本庄市郷土文化財調査報告書 第10集
木島前子 (1980) 「久慈城・女城・九郎木城」, 「本庄市史稿」, 第2部
吉崎朝雄他 (1978) 「中根・葛曳池・久慈城」, 埼玉県郷土文化財調査報告書 第11集
福原純夫 (1980) 「女城跡の背景」, 「女城一中跡跡」, 埼玉県水戸の歴史調査会
本庄市史稿集編 (1980) 「本庄市史」, 第二編



版



1. 用于消除邊緣光暈的圓頭凹型 (近 2 倍)



2. 用于消除邊緣光暈的圓頭凸型 (近 2 倍)

圖版 2



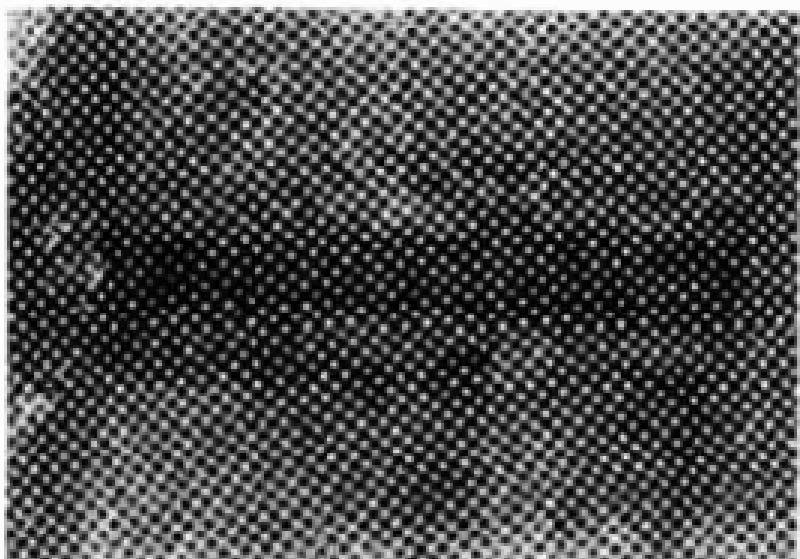
1. 圖下地半遮蔽A地六點1等底之竹繩物底樣（北向2.9）



2. 圖下地半遮蔽A地六點2等細之竹繩物底樣（北向3.9）

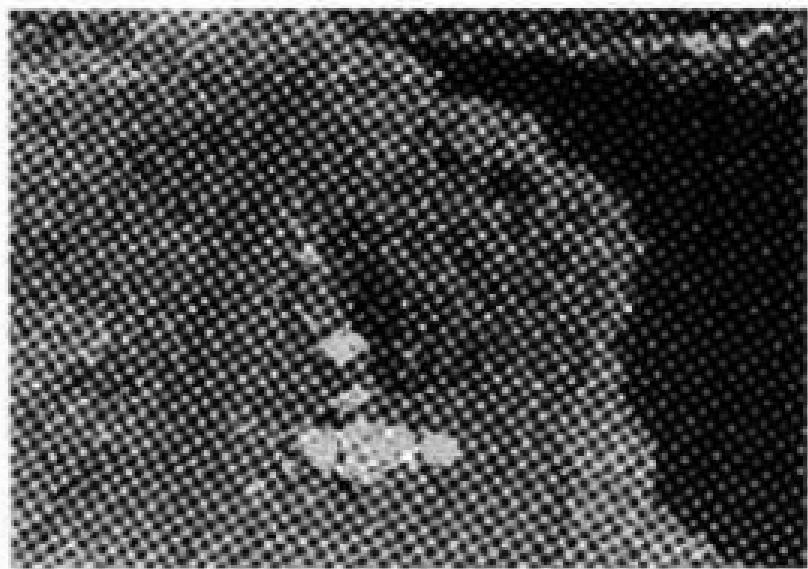


-1" 處之壓縮後之壓縮率為 (圖 1a)



-2" 處之壓縮後之壓縮率為 (圖 1b)

圖版 4



1. 電子顯微鏡時 A 圖點 S.D. = 7 (放大 9)



2. 電子顯微鏡時 A 圖點 S.E. = 1.1 (放大 9)

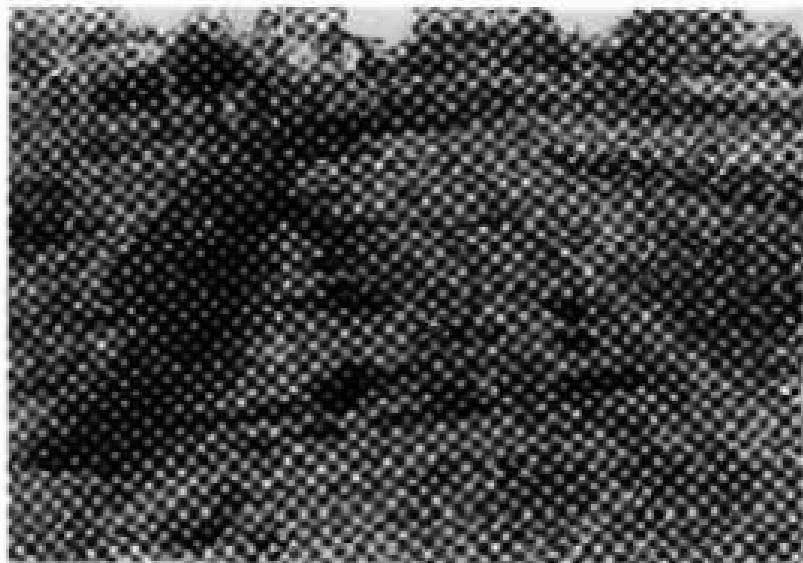
圖五



2. 氣子場電離路A地點 S.K.-10 (東北弓)



3. 氣子場電離路A地點 S.K.-10 (西北弓)



1. 地下油藏成熟阶段含水带（北部上带）



2. 地下油藏成熟阶段油带（带内上带）

圖版 7



1. 沈子培寒溫帶山地丘陵 1 号剖面風化帶下部(表面土)



2. 沈子培寒溫帶山地丘陵 1 号剖面風化帶下部(表面土)



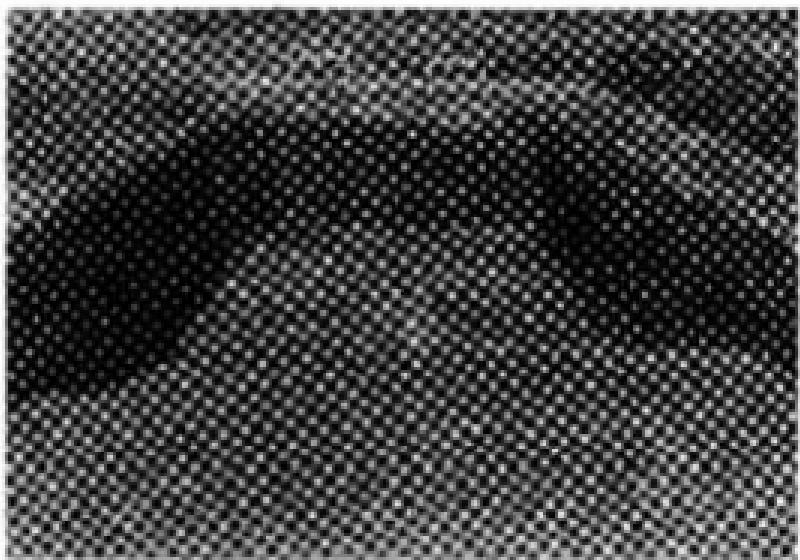
(a) (圖) = 一百六十五個點的黑點~圖



(b) (圖) = 一百六十五個點的黑點~圖



1. 高下坡光整带与地应力场结构 (北向左)



2. 高下坡光整带与地应力场结构 (南向左)



1. 圖下這塊磚頭就是為大便池砌（西土引）



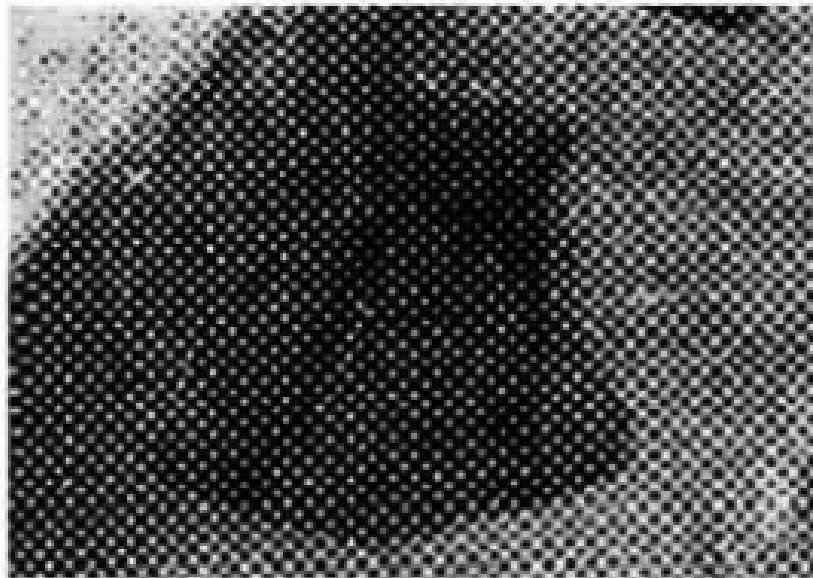
2. 圖下這塊磚頭就是為大便池砌（西土引）



1. 高子網點點陣點列系統 3×4 (東西走向)



2. 高子網點點陣點列系統 2 (南北走向)



1. 地下地衣菌群 丹霞山 EK-10 由上至



2. 地下地衣菌群 C 试点为地衣菌群的放大图 由上至

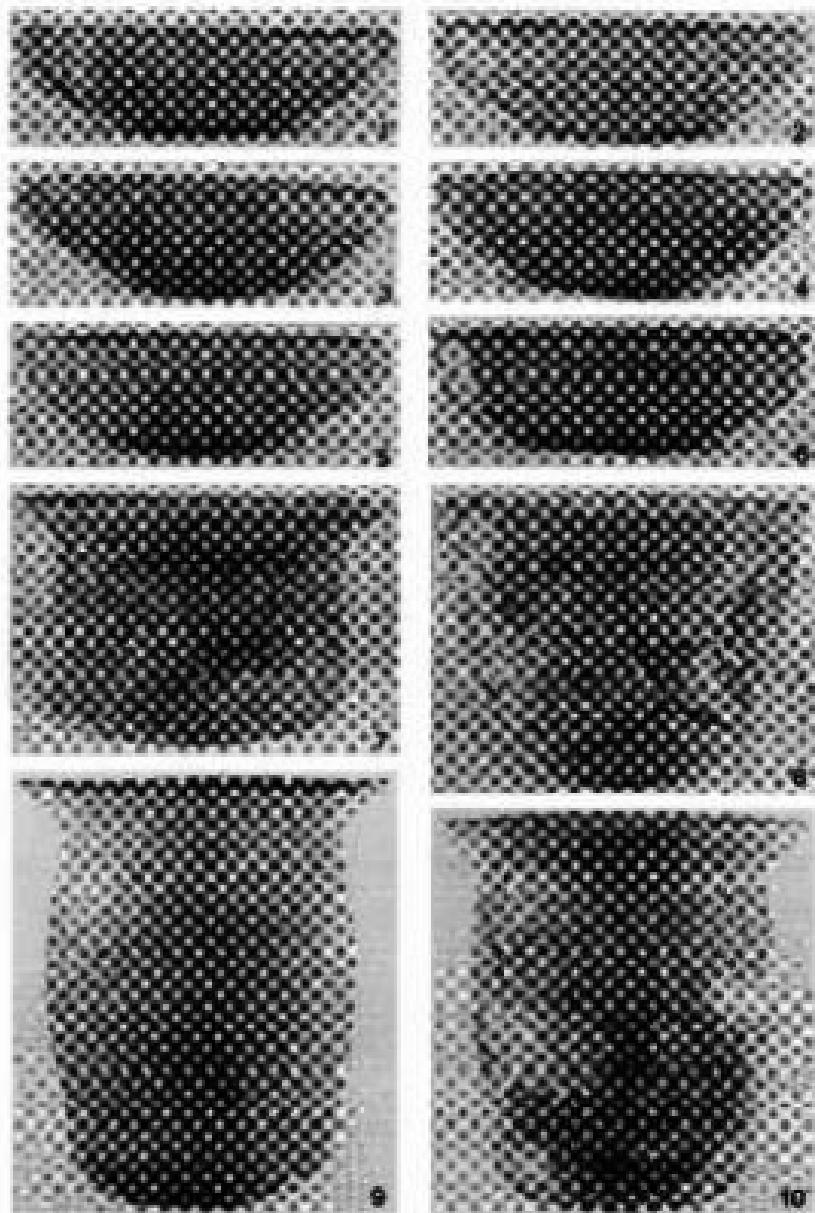


—“種子”型的點陣圖示範圖（四/四）



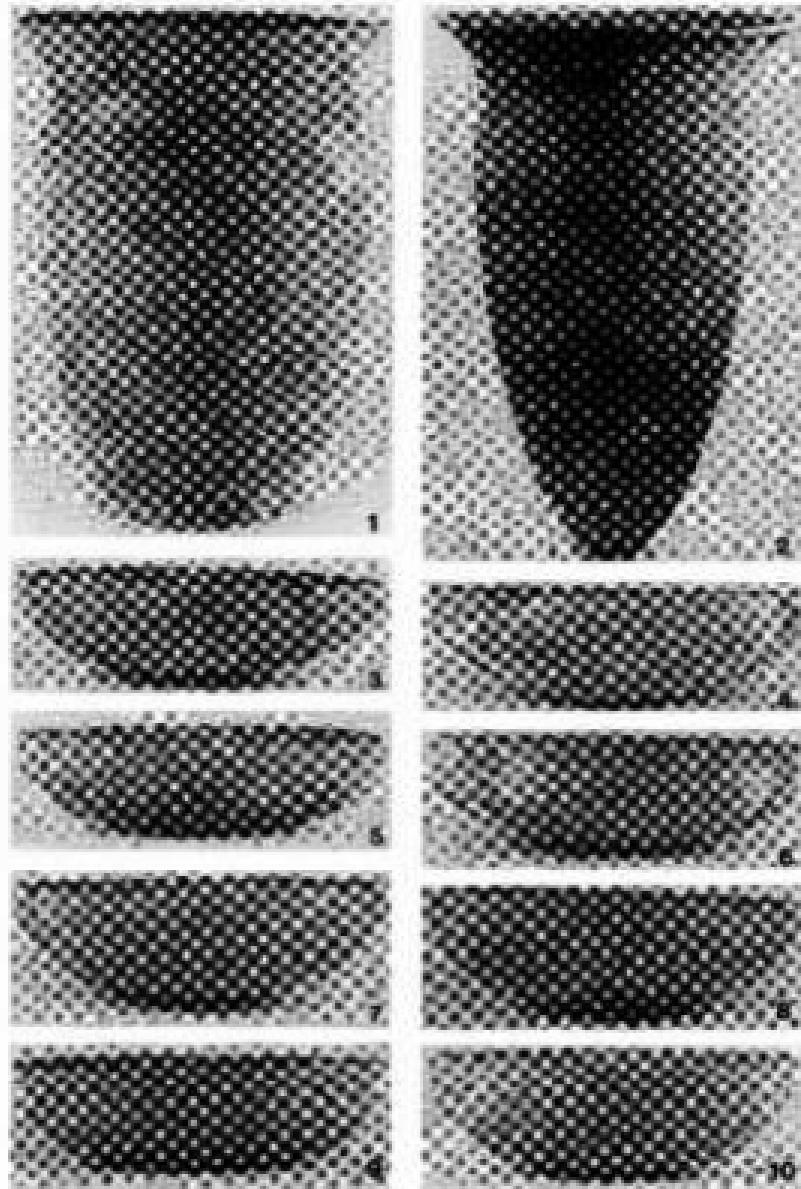
++“種子”型的點陣圖示範圖（四/四）

图版14



用于校正色彩的上上等印

圖版15



點子編成與圓孔之干涉

児玉町文化財調査報告書第 9 号
真下境東遺跡
史跡内通称御殿山文化財調査事務に付し調査報告書

平成元年 3 月 20 日作成
平成元年 3 月 20 日発行

発行者 児玉町教育委員会
地玉県児玉郡児玉町大字八幡山398
印刷業 たつみ印刷株式会社
地玉県深谷市東大通258